

令和8年度地域大学振興プランの策定に向けて

令和8年度地域大学振興プラン(仮称)の策定に向けた議論の整理（概要）

地域大学振興に関する有識者会議(令和7年8月)

1. これまでの経緯と今後の進め方

- 「知の総和答申」を踏まえ、各地域の高等教育機関を中心とした「知の総和」向上に向けた取組を推進するための環境整備が必要。地方創生や地域の産業人材育成に関する政府方針においても地域の高等教育機関への期待は大きい。
- 「学」の代表格である大学等が積極的に関わり、各地域の地方創生や地域の産業人材育成の取組をリードすることができるよう、その取組基盤としての高等教育機関間・地域の産学官金等間の連携強化の取組が不可欠。
- 各地域において真に必要な一定の質が担保された高等教育の機会が享受できるよう、各地域の進学者や地域産業等就業先のニーズを十分考慮した高等教育へのアクセス確保策に関し、関係者間の認識の共有・緊密な連携を図るための「地域構想推進プラットフォーム」の整備など各地域における地域アクセス確保の取組の促進が重要。
- 毎年度、中教審の議論や政府全体の政策動向、各地域のデータや取組状況等を踏まえ、2040年を見据えた取組の方向性や次年度を中心に短期的に実施する具体的な取組を議論し、毎年度の地域大学振興プランを改善予定。

2. 第3回会議までの意見・議論からの示唆

有識者会議委員と、学生を含む特別委員や、地域アクセス確保や都市・地方交流のテーマに応じ学生・卒業生を含む大学・短大関係者と意見交換を実施した結果、第3回会議までに得られた主な示唆は次のとおり。

①地方創生のための地域の産学官金等の連携促進

- 地域の産業人材育成など地域課題を起点とした取組が地域の産学官金等の意思疎通をより深められることや、地域の産学官金等の相互理解を深められる人材が地域の産学官金等をより強固に結び付けられる可能性
- 大学と地域産業界の強い結びつきが地域の産業発展・人材高度化に寄与する可能性

②地域アクセス確保を図るための大学間・地域関係者間の連携促進

- 設置者を超えた大学間連携や行政・専門職団体等との連携が地域アクセス確保を図るために必要不可欠となる可能性

③継続的な地域大学振興の取組のための人材・財源等

- 創造的な人材等のマッチング、多様な財源のマネジメントが継続的な取組につながる可能性

④地域での学生等の充実した学びの機会の確保やそれを支える大学・教員への評価

- 地域での高校・大学での充実した学びの経験が進学・就職先選択に影響を与えている可能性
- 各地域の大学・教員に対する評価の工夫がさらなる地域志向の取組発展につながる可能性

令和8年度地域大学振興プラン(仮称)の策定に向けた議論の整理 (概要)

3. 今後10年程度を見通した取組の方向性

- 地域の高校教育改革やリカレント教育等の取組との連携も含め、実効性が担保された地域アクセス確保・人材育成等の在り方や取組の議論・推進の場(地域構想推進プラットフォーム)の構築、地域アクセス確保に資する共同での教育研究・組織運営の取組や地方創生に資する産学官金等連携の取組(例:地域研究教育連携推進機構)の促進
- 各地域における学生の教育機会の確保・充実に資する、複数大学が教育資源を共有しながら、より魅力的な人材育成に共同で取り組みやすい環境実現
- 学生の専門性向上や将来の進路選択に資する幅広い経験や多様な価値観に触れられる、地域内・都市地方間の多様な交流の促進、当該交流促進のための各地域の高等教育の場の充実
- 各地域の議論や取組の進捗に応じたコーディネーター等の人材の配置・育成、持続可能な取組に資する多様な財源確保の取組、各地域の取組事例・ノウハウ等の共有促進

4. すみやかに取り組むべき事項

ア. 地域構想推進プラットフォームの構築

- 各地域の地域アクセス確保・人材育成等の状況を踏まえ、国と連携した多様なモデルを展開
 - ※産官学金労言等地域の多様な関係者の関わり・情報共有、多様な財源マネジメント等が可能な連携基盤の構築促進
- 各地域の生活・産業基盤を踏まえた各大学等が果たす役割の認識共有、高校等や地域産業界等と連携した一体的な取組(※)の推進
 - ※高大連携(地域の高校改革と連動した大学改革等)、地域でのPBL、インターンシップ・就職・リカレントなどの取組を想定
- 円滑なプラットフォーム運営のために必要なコーディネーター等の配置・育成、情報交換やノウハウ共有、研修機会の確保等の取組実施

イ. 大学間連携による地域アクセス確保の取組への支援

- 大学間連携による、地域における高等教育機会の確保のための取組に関する大学設置基準等の特例規定の整備
 - ※必要な範囲で、授業科目の自ら開設要件やオンライン等科目の上限単位数の緩和、外部基幹教員要件の柔軟化等を個別に認定

ウ. 都市部大学と地方の大学や地方公共団体間の連携促進

- 地方の大学・地方公共団体との連携推進体制整備、教育プログラム構築等の促進

エ. 大学等連携推進法人制度の普及、発展的な活用(地域研究教育連携推進機構)の促進

- ア～ウの取組と連動し、制度の普及、発展的な活用促進

⇒今年度の有識者会議において上記の取組促進策等について引き続き議論を行い、令和8年度の取組につなげる予定

「知の総和」答申を踏まえた地域大学振興の推進

令和8年度要求・要望額

25億円

(新規)



文部科学省

● 背景・課題

- ✓ 急速な少子化が進行する中、各地域において高等教育へのアクセスや生活・産業基盤等に大きな影響が生じるおそれがあり、2040年の社会を見据え、各地域の「知の総和」の向上を図るため、各地域の高等教育を取り巻く状況や課題、将来の人材需要等を踏まえた大学等における人材育成機能強化や地域の高校改革と連動した大学改革など、高校・大学・大学院の一体的な改革等に取り組み、質の高い高等教育機会を確保することが喫緊の課題。
- ✓ このため、各地域の大学間・産学官金等の連携基盤の構築や都市・地方間の大学等間連携による人材交流・循環の促進など総合的な地域大学振興の取組の推進が必要。

地域の産業や社会、生活基盤を支える分野の人材育成、地域の高等教育へのアクセス確保や 地方大学による人材育成機能強化など各地域の「知の総和」向上を図るための施策を展開

「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業

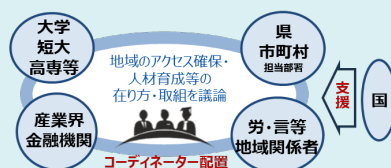
【令和8年度要求・要望額 15億円（新規）】

➤ 2040年の社会を見据えつつ、地域の高等教育機関へのアクセス確保・人材育成を推進するため、各地域の施策展開に資するプラットフォームのモデル構築を実施

- 地域の人材需給等を踏まえた高等教育機関における人材育成のあり方などについて、地域内の高等教育機関の長と地方公共団体の首長をはじめとした産学官金等の関係者が主体的かつ継続的に議論を行う協議体（地域構想推進プラットフォーム）を構築。
- 協議体に配置される大学間・産学官金等連携の推進役となるコーディネーターを中心に、高大の一体的な改革を含め各地域の魅力的な高等教育機関づくりに関する取組を推進。

地域構想推進プラットフォーム

- ✓ 地域の将来ビジョンや大学等の研究・教育の構想・推進策を地域全体で情報共有・共通認識
- ✓ 大学等、地方公共団体、産業界等の地域関係者が一体となって、国と連携しながら地域のアクセス確保等の取組を支援



【事業期間】3年（令和8年度～令和10年度）

【件数・単価】10件×1.5億円程度

※モデル構築という性質を踏まえ、採択に当たっては事例の多様性についても考慮。

都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進

【令和8年度要求・要望額 10億円（新規）】

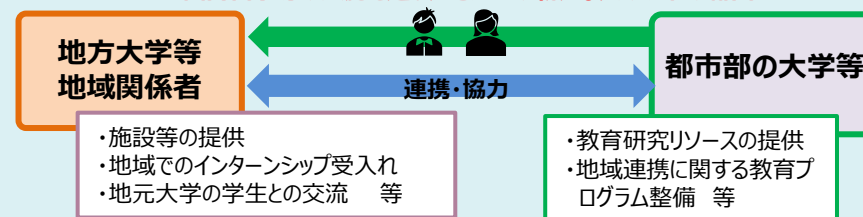
➤ 地方への人の流れの創出につながる取組を支援し、地方の高等教育機関や地方公共団体との交流・連携を推進することで、都市と地方の人材交流や循環を促進

- 都市部の大学等において、地方での教育活動を通じて、学生が地域課題に対する理解を深め、課題解決に取り組む教育プログラムや推進体制を構築。

【事業期間】3年（令和8年度～令和10年度）

【件数・単価】10件×1億円程度

国内留学等の実施を通じた地方への新たな人の流れの創出



○大学等を核とした地方創生事例の普及・展開【令和8年度要求・要望額 0.5億円（新規）】

- 各地域において実施されている高等教育機関と地方公共団体・産業界との連携事例の普及・展開、高等教育機関に進学する高校生等に対する地方大学の魅力発信のためのイベント開催や、地域における連携推進を担うコーディネーター間のノウハウや情報共有のためのセミナー等を実施。

○地域アクセス確保に向けた高等教育機関の在り方等に関する実証研究【令和8年度要求・要望額 0.3億円（新規）】

- 地域アクセスの確保や地方創生に関する重点課題について、高等教育機関や民間企業の知見を活用し、課題解決に向けた方策等の調査・実証研究を実施。

(担当：高等教育局大学振興課地域大学振興室)

「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業

令和8年度要求・要望額

15億円
(新規)



文部科学省

● 背景・課題

- 急速な少子化が進行する中、学生募集停止が相次ぐなど地域の高等教育機関に困難が生じており、地元進学希望者の高等教育機会の確保や、地域の生活・産業基盤等に大きな影響が生じる恐れ。
- このため、2040年の社会を見据え、各地域の高等教育を取り巻く状況や課題、将来の人材需要等を共通認識し、地域関係者と一体となって具体的な取組につなげることが必要。
- 地域の高等教育機関単独での取組には限界があり、**地域にとって真に必要なかつ魅力ある高等教育機関へのアクセス確保**のため、**各地域の大学間・産学官金等間の連携推進方策**を講じる必要。

- 大学進学者数推計
(2024年) 約63万人⇒(2040年) **約46万人**
- 大学進学時の都道府県別流入・流出者
⇒(2024年) **38道県で流出超過**
(出典) 文部科学省調べ
- 若い世代が出身地域を離れた理由
⇒男女ともに、「**希望する進学先が少なかったから**」が最多の理由 (出典) 内閣府調べ

2040年の社会を見据えつつ、地域の高等教育機関へのアクセス確保・人材育成を推進するため、各地域の施策展開に資するプラットフォームのモデル構築を実施

◆ 事業内容

- 地域の人材需給等を踏まえた高等教育機関における人材育成のあり方などについて、地域内の高等教育機関の長と地方公共団体の首長をはじめとした産学官金等の関係者が主体的かつ継続的に議論を行う協議体（地域構想推進プラットフォーム）を構築。
- 議論を行う協議体に配置される大学間・産学官連携の推進役となるコーディネーターを中心に、各地域の魅力的な高等教育機関づくりに関する取組を推進。

- 採択事業の参画機関（高等教育機関、地方公共団体等）と、文部科学省をはじめとする関係省庁との定期的な対話の機会を設け、モデル構築に向けた強力な伴走支援を実施。

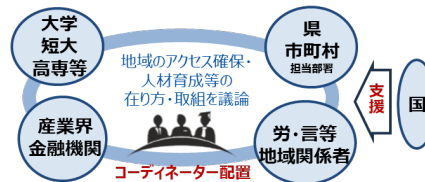
【事業期間】3年（令和8年度～令和10年度）

【件数・単価】10件×1.5億円程度

※モデル構築という性質を踏まえ、採択に当たっては事例の多様性についても考慮。

地域構想推進プラットフォーム

- ✓ 地域の将来ビジョンや大学等の研究・教育の構想・推進策を地域全体で情報共有・共通認識
- ✓ 大学等、地方公共団体、産業界等の地域関係者が一体となって、国と連携しながら地域のアクセス確保等の取組を支援



アウトプット（活動目標）

- モデル事業の採択数

短期アウトカム（成果目標）

- 目標値に達したKPI数/採択事業ごとに設定した全てのKPI目標数

長期アウトカム（成果目標）

- PFでの議論を踏まえて、地域アクセス確保や、地域において必要な人材育成に向けた取組を行う大学の数

【プラットフォームでの議論を踏まえ期待される取組例】

- 地域の人材需給や産業構造のニーズ等や、高校教育改革と連動した教育組織・カリキュラムの改革

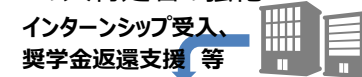


プラットフォームでの議論

- 地元企業や金融機関、大学のリソース等を結集し、地域の強みを生かした新産業の創出



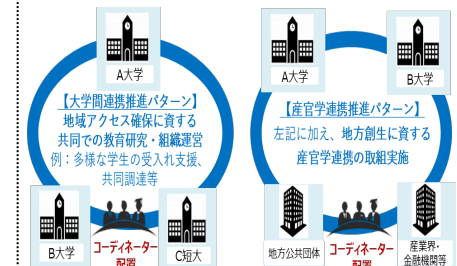
- 高校段階から地域の高等教育機関への接続強化や、自治体等による就職支援等を通じた地域への人材定着の強化



探求学習への協力等



- 連携開設科目の設置にとどまらない、地域アクセス確保のための更なる教育研究の連携の実施



(担当：高等教育局大学振興課地域大学振興室)

「地域構想推進プラットフォーム」の構築（イメージ）

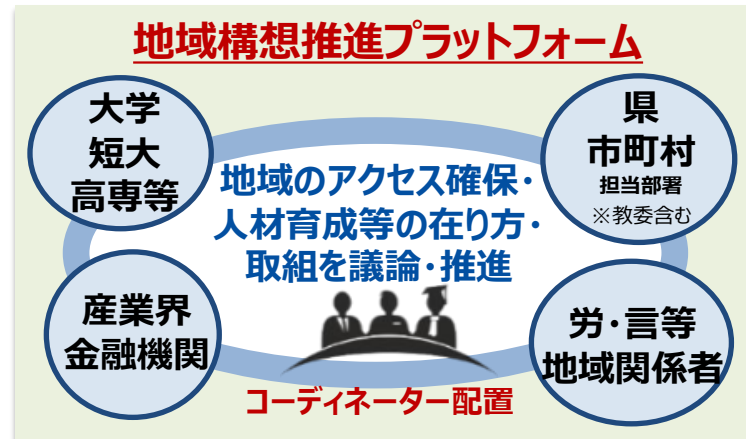
2040年を見据えた実効的なプラットフォームの構築

○大学進学者数の大幅減
(約63万人(2024)→約46万人(2040))
⇒各地域の高等教育へのアクセス
や、地域産業や社会・生活の基盤
に大きな影響のおそれ

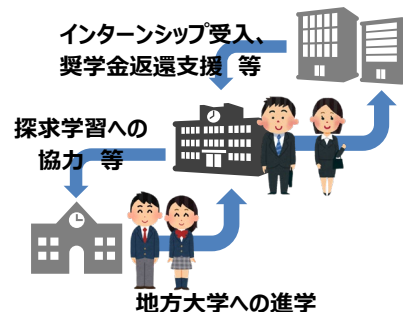
○各地域の高等教育を取り巻く課題、将来の人材需要、国公立大学等が果たす役割等について地域全体で認識共有
○各地域の高等教育へのアクセス確保や地方創生のため、各地域の高等教育機関を中心とした実効的な産学官金等連携による人材育成の取組促進
⇒**各地域の「知の総和」向上に向けた取組を強力に支援**

【地域構想推進プラットフォームと取組展開例】

○地域の人材需給や産業界のニーズ等を踏まえた、**高校改革と連動した大学改革**(教育組織・カリキュラム改革等)



○高校段階からの**地域の高等教育機関への接続強化**や、自治体等による就職支援等を通じた**地域への人材定着の強化**



○地元企業や大学のリソース等の結集による**地域の新産業創出**



○地域アクセス確保のための**大学間の教育研究連携の一層の促進**



※その他、地域大学振興の観点から、都市・地方間の大学等間連携による人材交流・循環の促進に関する取組(国内留学等)も展開

◆背景・課題

- 大学進学希望者に対する大学入学定員（大学進学者収容力）が、東京都をはじめとする大都市圏で100%を超えている一方、多くの道県で100%未満となっていることに加え、地方から東京都をはじめとする大都市圏への進学者・就職者の流入傾向が続いているなど、依然として都市と地方間の様々な課題が生じている状況。
- こうした状況を踏まえ、都市と地方双方の持続的な成長・発展にむけて、**地方と都市部の高等教育機関間での交流・連携等を推進し、地方への新たな人の流れを創出することが必要。**

地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）

地方大学による人材育成機能の強化や、関係人口の創出に向けた都市と地方の新たな結び付き、人材の交流・循環・結び付きを促進する政策の強化、都市と地方の間や、地域の内外で人材をシェアする政策を進め、地方への新たな人の流れを創っていく。

◆事業内容

地方への人の流れの創出につながる国内留学等の取組を支援し、地域の高等教育機関や地方公共団体との交流・連携を推進することで、都市と地方の人材交流や循環を促進し、地方における関係人口の増加を図る。

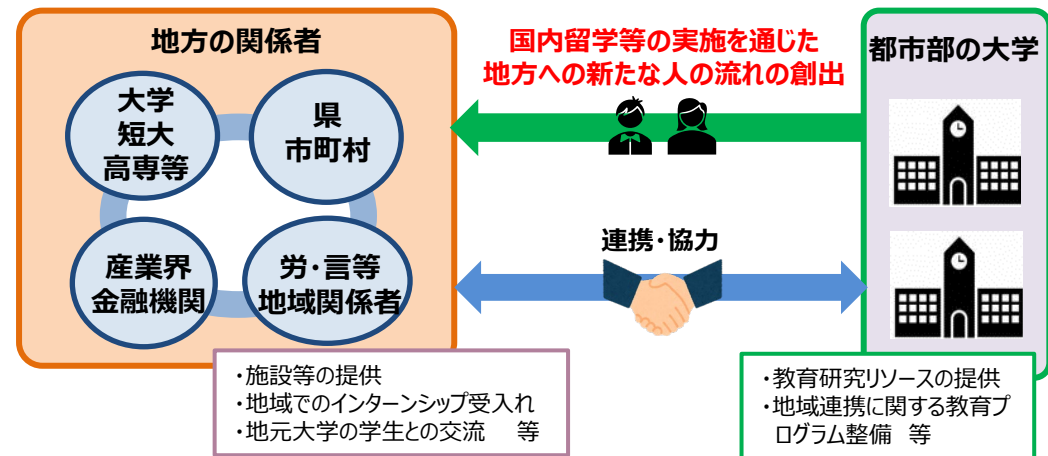
- 都市部の高等教育機関において、地方が抱える社会問題や課題に対する理解を深め、地方での実習等を通じて課題解決に取り組む教育プログラムを構築。
- 都市部の高等教育機関と地域の関係者が相互にリソースやフィールドを提供し、持続的な人材の交流・循環に向けた緊密な連携・協力体制を構築。
- 教育プログラムの実施を通じて都市から地方への新たな人の流れや結びつきを創出し、関係人口の増加を図る。

【支援対象】国公立の大学・短期大学・高等専門学校

【事業期間】3年（令和8年度～令和10年度）

【件数・単価】10件×1億円程度

【取組イメージ】



アウトプット（活動目標）

- ・本事業の採択数

短期アウトカム（成果目標）

- ・構築された教育プログラム数

長期アウトカム（成果目標）

- ・採択機関における地方への学生派遣数
- ・学生の受入に協力する地方公共団体数

● 背景・課題

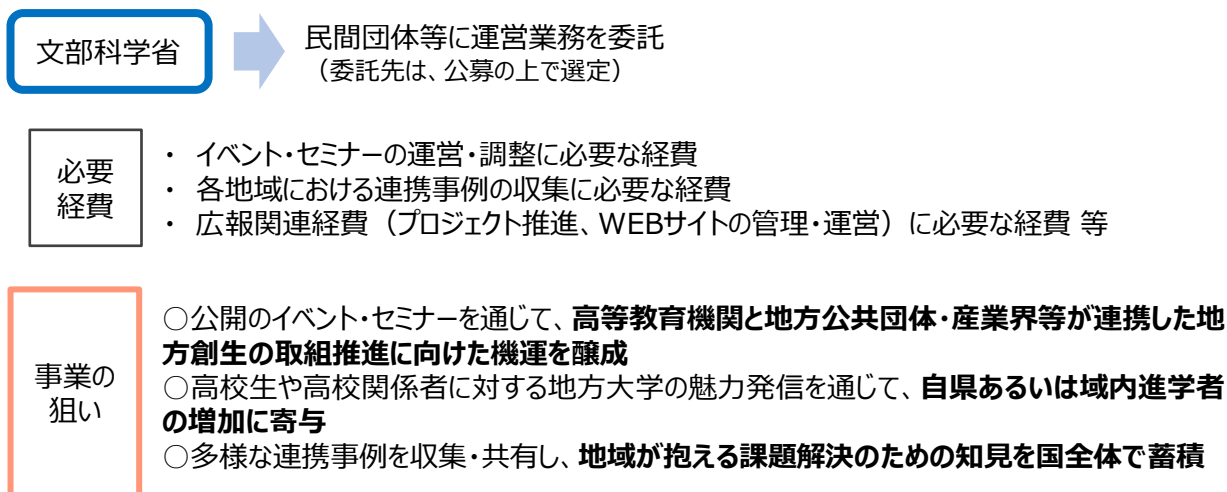
既に地域連携の取組を進めている地方公共団体や高等教育機関においても、「活動内容（何をやるべきか分からない等）」「構成員間の温度差」を運営上の課題として認識。

また、高校生が地元の大学を選択しない主な理由として、行きたい学校が地元には無かった、自分の学びたい分野等を学べる学校が地元には無かったという理由が挙げられており、各大学が自らの魅力づくりに取り組むとともに、その魅力を発信するための場を構築することが必要。

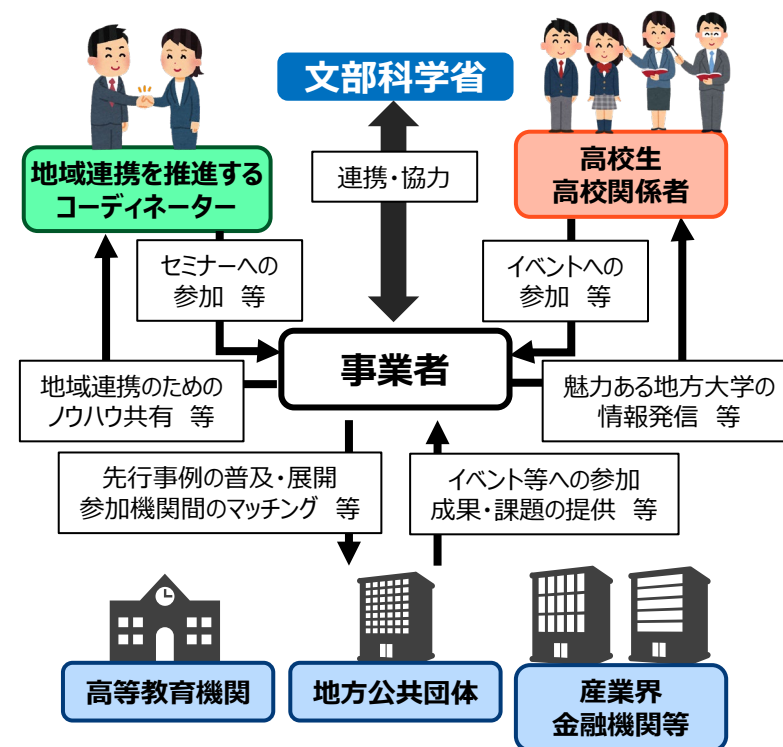
◆ 事業内容

- 各地域において実施されている高等教育機関と地方公共団体・産業界との連携事例の普及・展開、高等教育機関に進学する高校生等に対する地方大学の魅力発信のためのイベント開催や、地域における連携推進を担うコーディネーター間のノウハウや情報共有のためのセミナー等を行う。

◆ 事業スキーム



高等教育機関を中心とした地方創生の推進



背景・課題

- 令和7年2月の中教審答申（我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～）において、高等教育全体の規模を適正化しつつ、意欲のある者の教育機会を確保し、誰もが進学をあきらめない社会を実現するためには、質の高い高等教育への「アクセス」について、地理的観点と社会経済的観点の両面から対策を講じる必要があることが示された。
- 特に、「地理的観点からのアクセス確保」の観点では、各地域における検討を促すために、国においてもより質的・量的に詳細な情報を収集・提供することが必要。

事業内容

- 地域アクセスの確保や地方創生に関する重点課題についてテーマを設定したうえで、その課題解決に向けた方策等を高等教育機関や民間企業の知見を活用して調査・実証研究を行い、今後の施策立案につなげるとともに、調査・実証結果を各高等教育機関等へ周知・提供することで、各地域における高等教育機関へのアクセス確保に向けた議論や取組推進に向けた一助とする。

【事業期間・単価】 1件あたり1,000万円 ※事業期間については、実施する調査テーマを精査のうえ検討

（想定されるテーマ例）

- ・ 地方創生を担う大学教員の評価の在り方に係る調査研究
- ・ 地域での連携を推進するコーディネーターの育成等に関する実証研究
- ・ 地域アクセス確保に資する共同での教育研究・組織運営に係る実証研究 etc..

※調査・実証結果は、普及展開事業（高等教育機関の教育研究活動を通じた地方創生事例の普及・展開）も活用して広く関係各所への共有を進める。

大学設置基準等の一部を改正する省令案及び 地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程案等について

改正の内容

①大学設置基準等の改正

- ・大学が高等教育の機会の確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合であって、当該大学が、他の大学等と連携して当該取組を行うことなどについて文部科学大臣の認定を受けたときは、基幹教員要件や上限単位等に係る特例対象規定の全部又は一部によらないことができること。（大学設置基準第58条第1項関係）
- ・上記認定を受けた大学は、認定を受けた事項を学則等に定め公表すること。（同条第2項関係）

②地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程の整備

- ・大学設置基準等の改正規定に基づき、地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程を整備すること。

③地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会に関する規程の整備

- ・大学設置基準等の改正規定に基づき、地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会に関する規程を整備すること。

④大学等連携推進法人の認定等に関する規程の改正

- ・大学等連携推進法人の大学等連携推進業務（事務の共同運営・産学官連携推進事務の追加、認定時の公示）や社員に関する規定を整理すること。（第2条、第3条、第5条関係）

施行期日

令和8年1月1日（予定）

地域アクセス確保特例制度について

（大学設置基準等の一部改正及び地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程の新設）

背景・趣旨

- 大学進学者数の大幅な減少が見込まれる中、高等教育機関の再編・統合や縮小、撤退を市場経済の選択に委ねるのみでは、地域から学びの機会が縮減・消滅することとなり、
 - ・地方に在住する高等教育進学希望者の高等教育へのアクセス確保に多大な支障が生じるおそれ
 - ・地域の人材需給のバランスが崩れ、地域生活や産業基盤に大きな影響を与えるおそれ
- このような状況の中、中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」で、地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育へのアクセス確保を図る仕組みの構築や、更なる高等教育機関間の連携の取組の推進が提言

制度概要

- 地域の高等教育へのアクセス確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合に、他の大学と連携して行うことなどについて文部科学大臣の認定を受けた大学※については、特例対象規定の全部又は一部によらない取組を行うことができるもの

<大学設置基準における主な特例対象規定>

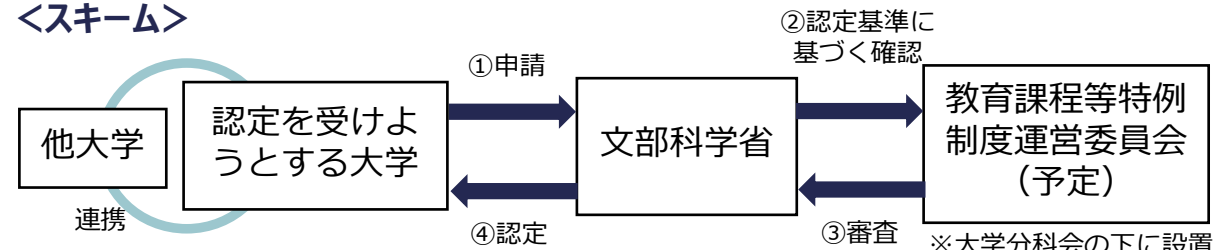
第8条第1項、別表第一イ（1）備考第一号、第二号（基幹教員）／第19条第1項（授業科目の自ら開設）／第28条、第29条第2項、第30条第4項（単位互換等の60単位上限）／第32条第5項（遠隔授業の60単位上限）等

<認定基準>

機関としての要件

- ・自己点検評価・見直しの体制が十分整備されていること及び教育研究活動等の状況を積極的に公表していること
- ・申請日の直近の認証評価において適合認定を受けていること
- ・申請日前5年以内に、法令等に違反したことがある、財務状況が健全でない、教育条件・管理運営が適性を欠く、といった欠格条項に該当しないこと

<スキーム>



取組に関する要件

- ・申請計画書において、地域アクセス確保に資する教育の実施の必要性、他の大学と連携した教育の実施内容、学生に対する適切な配慮等が明らかにされていること
- ・申請計画書の内容が、大学等連携推進法人等を組織して行われること並びに協議会（地域アクセス確保等に関し必要な協議を行う場として告示で別途規定）等と連携して実施されると見込まれること
- ・資格養成課程については、分野所管省庁等が特例適用の必要性を認めていること

※専門職大学、短期大学、専門職短期大学の設置基準についても同様の改正を実施

施行期日

- 令和8年1月1日（予定）

地域構想推進プラットフォームの構築について

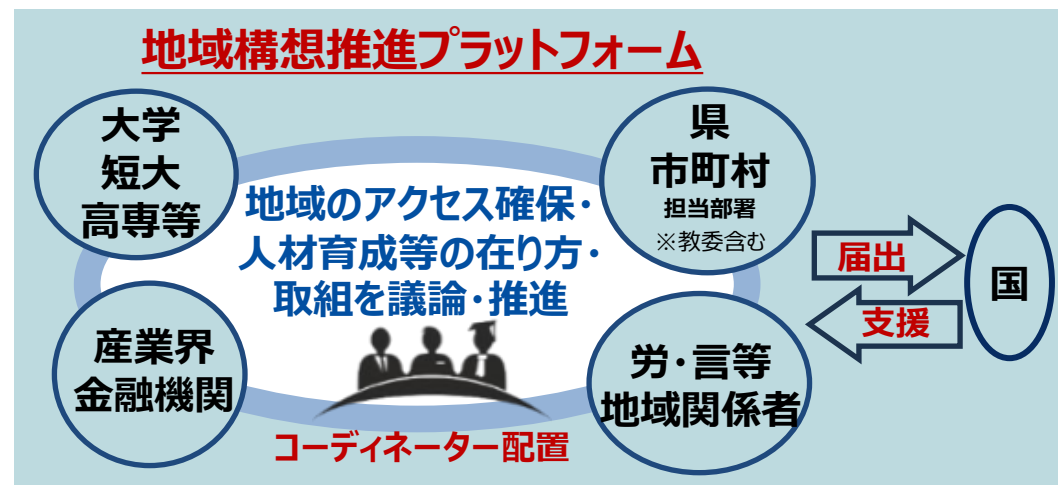
（地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会に関する規程の新設）

背景・趣旨

- 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」答申以降、各地域において「地域連携プラットフォーム」の構築が進み、複数の大学等が地域関係者と恒常的に対話し連携を図る取組が進みつつある
- 今後は、各高等教育機関が持つ強みや特色を活かしつつ、地域におけるアクセス確保を図り、地域に必要な人材を育成する観点から、地域連携プラットフォームの仕組みを発展させ、強い当事者意識のもと、高等教育機関、地方公共団体や産業界等が一体となって具体的な取組に向かうことができる場の構築が必要
- このため、「知の総和」答申において、各地域の高等教育を取り巻く状況・課題、将来の人材需要等を踏まえ、地域における高等教育へのアクセス確保策や地域の人材育成の在り方など、大学等における教育・研究の構想やその推進について、大学等、地方公共団体、産業界等の地域の関係者が継続的に議論し、実効性のある取組につなげていくための協議体（地域構想推進プラットフォーム）の構築が提言

制度概要

- 大学等、地方公共団体、産業界等の地域の関係者は、共同して、地域における高等教育へのアクセス確保に関する構想や、大学等間の連携、地域関係者と連携した教育活動（人材育成等）に関し必要な協議を行うための協議会（地域構想推進プラットフォーム）を組織することができる（※協議会の構成員は協議結果を尊重）
- 以下の措置を講じている協議会は、文部科学大臣に届け出ることができる
 - ・相当数の大学等、地方公共団体、産業界等の地域の関係者が参加するための措置
 - ・地域の関係者間の円滑な情報共有を図るための措置
- 届出を行った協議会は、国に必要な情報提供等協力を求めることができる



施行期日

- 令和8年1月1日（予定）

地域アクセス確保特例に関する制度改革を通じた地域大学振興の取組の方向性

○地域アクセス確保特例に関する制度改革により、地域構想推進プラットフォームを通じた各地域の大学間・産学官間連携の取組を促進予定。

取組イメージ

地域アクセス確保特例により、大学等連携推進法人の構成員間での授業科目・教員等の連携促進



大学等連携推進法人制度の活用促進

- ・地域構想推進プラットフォーム等地域関係者の意見を勘案
- ・特例活用が特に必要である事情(例:地域関係者から財政的・人的・物的支援が実施されるなどの緊要性等)を考慮

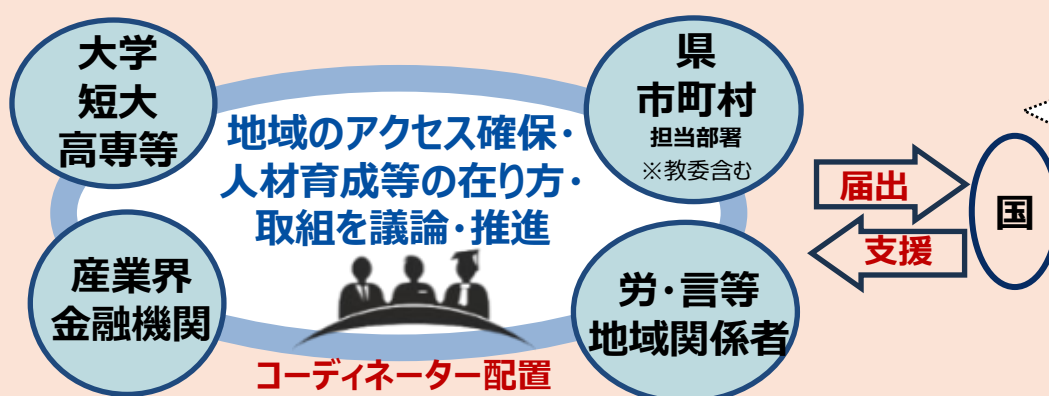
地域アクセス確保特例制度の創設

- ・他大学との連携や地域構想推進プラットフォーム等の意見の勘案を前提とし、地域アクセス確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合、必要な範囲で授業科目の自ら開設要件やオンライン授業等の上限単位数の緩和、外部基幹教員要件の柔軟化等を個別に認定(大学設置基準改正)
⇒各地域の大学間教育連携の取組を支援

大学等連携推進法人制度を活用した連携深化

- ・大学等連携推進業務として、「事務の共同運営」や「産学官連携推進事務」を明確化
⇒大学等連携推進法人が地域構想推進プラットフォームでの議論を踏まえた大学間・産学官間の個別具体の取組を促進

地域構想推進プラットフォームの構築



地域構想推進プラットフォームの届出制度の創設

- ・地域アクセス確保や人材育成等の在り方・取組を議論し推進する「地域構想推進プラットフォーム」(※1)の届出制度を創設し、新たに国と連携した枠組みを整備
⇒各地域の地域アクセス確保・人材育成等の取組を促進

※1 地域の大学等、地方公共団体、産業界等が相当数参加することや、地域関係者間の円滑な情報共有を行うプラットフォームを想定。

- ・地域アクセス確保に関する司令塔機能強化のため、令和7年4月に地域大学振興室新設
- ・地域大学振興に関する有識者会議に学生を含む産学官金労言関係者や関係省庁が参画

⇒ 関係省庁・関係機関等と連携して、各地域の地域大学振興の取組を総合的に支援

本日御議論いただきたい論点

○下記アの論点を中心に、イ～エの論点も含め総合的に御議論いただきたい。

ア. 地域構想推進プラットフォームの構築

○ 国が支援する地域構想推進プラットフォームに期待される、①取組の具体的な内容、②取組の進捗に応じたコーディネーターの属性・役割等、③コーディネーターへの支援策など、実効性が担保されたプラットフォームの構築に向けた必要な観点等について御議論いただきたい。

イ. 大学間連携による地域アクセス確保の取組への支援

○ 地域の高等教育へのアクセス確保に資する大学間連携促進のための「地域アクセス確保特例制度」について、上記プラットフォームとの連携により、地域の高等教育の学びの場の確保・充実に資することが必要と考えられるが、特例活用に当たって、特例対象大学が他の大学やプラットフォーム・構成員との連携に必要な観点等について御議論いただきたい。

ウ. 都市部大学と地方の大学や地方公共団体間の連携促進

○ 都市部大学の学生の学びの充実に資するよう、都市部大学の推進体制（学内体制、プログラム構築、地方大学・自治体との連携等）の強化を図るために、具体的な取組の方向性や必要な観点等について御議論いただきたい。

エ. 大学等連携推進法人制度の普及、発展的な活用（地域研究教育連携推進機構）の促進

○ 新たに大学等連携推進法人制度において、事務の共同運営・産学官連携推進事務を明示することとしているが、ア～ウに関する個別具体的な取組実施の際の大学間・産官学等間の連携推進体制構築に当たって必要な観点等について御議論いただきたい。

参 考 資 料

令和 8 年度地域大学振興プラン（仮称）の 策定に向けた議論の整理

1. これまでの経緯と今後の進め方

- 近年の大学教育改革の流れの中で、特にこの10年は、「地(知)の拠点整備事業」の創設以来、大学と地方創生を掛け合わせた取組を進めてきた結果、各大学の地域連携の取組や、グランドデザイン答申で提言された地域連携プラットフォームや大学等連携推進法人等の取組が全国で広がりつつあり、この流れを受けて、今後は高等教育を取り巻く状況を踏まえた取組をより実効的なものとしていくことが重要。
- 「知の総和答申」において、高等教育が目指す姿として、我が国の「知の総和」の向上について提言。各地域の「知の総和」の向上に向けた高等教育機関を中心とした取組を各地域の実情に応じて推進するための環境整備が必要。
- 政府全体の取組においても、「地方創生2.0基本構想」において、地方大学による人材育成機能の強化や都市と地方の新たな結びつき、人材の交流・循環・結びつきの促進などが、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」において、産業人材育成プランの中で、各地域における大学・高専等を中心とした産業人材育成の取組方針について、産学官金等の関係者で議論・推進する「地域構想推進プラットフォーム」を構築し、地域の高校教育改革やリカレント教育等の取組との連携も含め、実効的な運営・取組促進を図ることなどについて取り上げられるなど、地方創生や地域の産業人材育成に関して各地域の高等教育機関に対する期待は非常に大きい。

1. これまでの経緯と今後の進め方

- こうした流れの中で、産官学金労言士の「学」の代表格である大学等が積極的に関わり、各地域の地方創生や地域の産業人材育成の取組をリードすることができるよう、その取組の基盤としての高等教育機関間・地域の産学官金等間の連携強化の取組が不可欠。
- あわせて、2030年代半ばから大学進学者数の大幅な減少が見込まれる中で、各地域において真に必要な一定の質が担保された高等教育の機会が享受できるよう、各地域の進学者や地域産業等就業先のニーズを十分考慮した高等教育へのアクセス確保策に関し、地域の高等教育機関をはじめとする関係者間の認識の共有、緊密な連携を図ることが可能な場として地域構想推進プラットフォームを整備するなど各地域における地域アクセス確保の取組を促進することが重要。
- 地域大学振興に関する有識者会議では、毎年度、中央教育審議会における議論や政府全体の地方創生や人材育成に関する政策の動き、各地域のデータや取組の実施状況等を踏まえつつ、2040年を見据えた取組の方向性や次年度を中心に短期的に実施する具体的な取組を毎年度議論し、毎年度の地域大学振興プランの改善を図ることとする。

①地方創生のための地域の産学官金等の連携促進

○地域の産業人材育成など地域課題を起点とした取組が地域の産学官金等の意思疎通をより深められることや、地域の産学官金等の相互理解を深められる人材が地域の産学官金等をより強固に結びつけられる可能性

- ・社会が必要とする職種や能力が変化する中で高いスキルを持つ労働者の増加や新たな労働需要に対応した不断の能力開発やスキルアップが必要であり、大学が地域産業を支える知の拠点として、地方公共団体や地域産業界等と十分に意思疎通を図ることが必要との指摘。
- ・今後の産学連携の在り方として、社会(地域)課題を起点とした、オープンで共同した、社会・地域のためのものになってきており、学外とつないで大学の変革を支えることが重要との指摘。
- ・労働供給制約社会が到来している中、産業構造高度化に伴う人材の基礎力を高めることや高度人材の育成が課題となっており、地域でどのような人材が必要なのか、産官学金等で真剣に話し合うことが急務との指摘。
- ・大学、地方公共団体、産業界の間で依然として大きなコミュニケーション不足があると感じており、相互をつないでいくコーディネーターの育成等が必要との指摘。

○大学と地域産業界の強い結びつきが地域の産業発展・人材高度化に寄与する可能性

- ・大学が地域産業界との共同研究や技術相談、リカレント学生の受入れ等を通じて、地域でのネットワークを構築している事例の紹介。
- ・地域の企業から産業センター(大学)に対し、技術相談の場や共同研究、人材育成に関するニーズが高く、地域の産業発展のためにも大学がオープンな場となることが重要との指摘。

②地域アクセス確保を図るための大学間・地域関係者間の連携促進

○設置者を超えた大学間連携や行政・専門職団体等との連携が地域アクセス確保を図るために必要不可欠となる可能性

- ・市場原理に委ねて大きな空白地帯が生じ、学びたい分野が学べない、行きたい大学に行けない状況を避けるため、設置者を超えたいわゆるホールディングス化した連携も考えられるのではないかと指摘。
- ・県や保育現場、養成校が連携して、地域ニーズを把握しながら地域アクセスを確保し、地域にとって真に必要なとされる取組事例の紹介。
- ・各地域の国公私立それぞれの大学の価値を認めながら、エッセンシャルワーカーも含めた地域人材養成について、地域から求められているものを意識しながら大学改革を進めていくような、地域大学システムといったものを構築することが必要との指摘。

③継続的な地域大学振興の取組のための人材、財源等

○創造的な人材等のマッチング、多様な財源のマネジメントが継続的な取組につながる可能性

- ・継続的な取組とするためにも、役所主導だけでなく、外部人材活用の枠組みも活用しながら、役所の外で外部人材にも関わっていただき、民間主導の取組も育てていくことが重要との指摘。
- ・地域構想推進プラットフォームはバンク的な存在となることが期待されており、大学のシーズを活かしながら高校等や地域産業界と連携した取組、共同研究、リカレント等に取り組むことが必要との指摘。
- ・大学の地域センター整備・運営、学生関係プロジェクトへの地域からの支援、企業からのリカレント学生の派遣など、大学や地方公共団体、産業界等が地域の教育研究活動に対して拠出している事例の紹介。

④地域での学生等の充実した学びの機会の確保やそれを支える大学・教員への評価

○地域での高校・大学での充実した学びの経験が進路・就職先選択に影響を与えている可能性

- ・高校時代のボランティアや地域イベント運営、まちづくりの活動等地域と関わる経験(総合的な探究の時間を含む)が大学選びに影響したり、大学で学ぶ内容に関心を持ったりした経験について紹介。
- ・大学での地域でのインターンシップや実践的な授業等を通じて就職先を決定した事例の紹介。一方で、コロナ禍での地域での実践的な教育が不足したことによる地域での就職率の落ち込み事例の紹介。
- ・小中学校での総合的な学習の時間、高校での総合的な探究の時間、大学のPBLをつなぐために、地域構想推進プラットフォームを活用することが必要との指摘。
- ・都市部の大学における地域と連携した取組により、就職先が首都圏であったとしても、地域に対する課題意識を持ち、地域に貢献していきたいとの思いを持って卒業する学生が多いことや、学生からは現場に寄り添う実践が大学での学びや就職後にも活かされているといった経験について紹介。
- ・都市部の学生からは、知っていること、経験したことでないを選択することができず、一人では気づけない学び、大学での多様な経験を通して、就職先・地域を選んだ経験について紹介。また地方からの進学者からも、地域に関わる人を支える役割、地元の活性化を担うことを目指して学んでいることの紹介。

○各地域の大学・教員に対する評価の工夫がさらなる地域志向の取組発展につながる可能性

- ・いわゆる地域系の大学や教員に対する、学术界や地域からの評価が、当該大学・教員による地域での教育研究活動の活性化につながるとの指摘。
- ・地域構想推進プラットフォームや産官金等が入った研究会等で、地域連携の取組を促進する教員・職員に対して、評価や重要性の認識共有をしていくことが必要との指摘。

3. 知の総和答申と今後の取組の方向性（①知の総和答申提言）

○ 知の総和答申において、地域の高等教育へのアクセス確保に関し、地域構想推進プラットフォームや地域研究教育連携推進機構、都市から地方への動きの促進等について、下記提言。

- ・ 各高等教育機関が持つ強みや特色を活かしつつ、地域におけるアクセス確保を図り、地域に必要な人材を育成するために、各地域の高等教育を取り巻く状況や課題、将来の人材需要等を地域の高等教育機関が共通に認識し、地方公共団体や産業界等地域の関係者も一体となって具体的な取組に向かうことができる場の構築が重要であり、地域の高等教育機関や地方公共団体、産業界等の各地域の関係者が議論し、各地域で実効性のある取組を推進するための協議体である、「地域構想推進プラットフォーム」の構築の必要性が提言。
- ・ 地域構想推進プラットフォームでの議論等を踏まえた地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育機関への支援について提言され、地域の小規模大学であっても互いの強みの発揮や更なる高等教育機関間の連携のため、「地域研究教育連携推進機構」の活用等が提言。
- ・ 大都市圏の大学において多様な出身地域の学生が共に学び、大学の魅力・競争力を高め、多様性を維持することが欠かせないことや、都市と地方双方の持続的な成長・発展のため、大都市圏の高等教育機関が各地域の知の拠点形成や高等教育を受ける機会の維持に配慮するなど、都市から地方への動きの促進等が必要であることが提言。

○ 提言を踏まえ、今後の取組の方向性を改めて示すとともに、取組の具体化を図ることとする。

3. 知の総和答申と今後の取組の方向性（②今後10年程度を見通した取組の方向性）

- 各地域において、大学等高等教育機関と地方公共団体や地域の産業界・金融機関等の実質的なコミュニケーションが増加し、各地域の生活・産業基盤を踏まえて地域の中での大学等高等教育機関の役割が地域の中で認識・共有されるよう、実効性が担保された地域アクセス確保・人材育成等の在り方や取組の議論・推進の場（地域構想推進プラットフォーム）の構築、地域アクセス確保に資する共同での教育研究・組織運営の取組や地方創生に資する産学官連携の取組（例：地域研究教育連携推進機構）の促進。地域の高校教育改革やリカレント教育等の取組との連携も含め、実効的なプラットフォームの運営・取組促進を図る。
- 各地域において、学生の教育機会の確保・充実に資するよう、地域にとって真に必要な一定の質が担保された複数の大学が教育資源を共有しながら、より魅力的な人材育成に共同で取り組みやすい環境の実現。
- 学生の専門性向上・将来の進路選択に資する幅広い経験・多様な価値観に触れる地域内や都市・地方間の多様な交流の促進、当該交流促進のための各地域の高等教育の場の充実。
- 各地域の議論や取組の進捗に応じたコーディネーター等の人材の配置・育成、持続可能な取組に資する多様な財源確保の取組の推進、各地域のプラットフォームや大学等の取組事例・ノウハウ等の共有促進。

※具体的な取組については、地域大学振興に関する有識者会議において継続的に審議。

4. すみやかに取り組むべき事項（ア. 地域構想推進プラットフォームの構築）

- 地域連携プラットフォーム等、各地域で既に構築されている連携基盤を活かしつつ、学生をはじめ各地域の当事者の参画を得て、取組の方向性(3②)を踏まえた実効性のある地域アクセス確保策や地方創生の取組が創出される地域構想推進プラットフォームの構築が全国的に展開されるよう、国と連携した多様なパターンのモデル的な取組の実施、取組事例やノウハウ等の共有。
特に地域アクセス確保の取組の優先度が高い地方部を中心に全国を可能な限りカバーする形で地域構想推進プラットフォームが構築されることを目指す。
- なお、今後国と連携して構築する地域構想推進プラットフォームには、例えば、産官学金労言といった地域の多様な関係者の関わりや、域内の地方公共団体や大学等に対する定期的な情報提供などを求めつつ、特に法人格を有するプラットフォームにおいては、直接多様な支援が集められるよう、多様な財源をマネジメントできる組織として整備を促進。
- 地域構想推進プラットフォームにおいては、各地域の生活・産業基盤を踏まえた各大学等が果たす役割の認識共有や、地域の高校改革と連動した大学改革の取組など地域の小中高大連携の取組、大学における地域でのPBLの取組、インターンシップや就職支援、リカレントの取組など、地域の高校等や産業界等と連携した一体的な取組を推進。
- また、地域構想推進プラットフォームの円滑な運営のためのコーディネーターについて、当該プラットフォームの取組の進捗に応じて、高等教育関係者のみならず地域の産官学金等の関係者等から幅広く候補を得て、配置・育成の取組を促進。あわせて、各プラットフォームのコーディネーター間の情報交換やノウハウ共有、研修機会の確保等の取組を推進。
- さらに、国の予算事業や各種手続きなど、地域アクセス確保に関連する施策に関し、関係省庁や省内関係部署と連携した地域構想推進プラットフォームを活用した取組の推進方策を検討。

⇒ 今年度の有識者会議においては、国が支援する地域構想推進プラットフォームに求める取組の具体的な内容、取組の進捗に応じたコーディネーターに求められる資質・役割等やコーディネーターへの支援策などについて引き続き議論を行い、令和8年度の取組につなげることとする。

4. すみやかに取り組むべき事項（イ. 大学間連携による地域アクセス確保の取組への支援）

- 地域アクセス確保の観点や地域の人材需給を踏まえ、複数の大学が教育資源を共有化し、共同での人材育成がしやすい環境整備を図るため、分野所管省庁と連携した地域の専門人材育成・確保の取組や、地域関係者と連携した複数大学による地域アクセス確保の取組に関する制度的な支援措置を整備。
- 具体的には、大学設置基準等において、当該基準等の質保証の趣旨を十分踏まえた上で、分野所管省庁や地域の関係者と連携した、下記のような、地域における高等教育機会の確保のための取組に対する特例の適用を可能とする制度改正を行うこととする。

⇒ 今後中央教育審議会大学分科会において、大学設置基準等の規定の整備について審議。

※地域における高等教育機会の確保のための取組に関する特例（地域アクセス確保特例）（案）

- 機関要件（認証評価適合等）や他大学との連携（大学等連携推進法人等）を前提に、地域の高等教育の状況に照らして高等教育の機会の確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合に、必要な範囲で、授業科目の自ら開設要件の緩和（他大学と連携して科目の開設が可能）や、オンライン等の授業科目等の上限単位数の緩和、制度趣旨範囲内の外部基幹教員要件の柔軟化などの特例適用を可能とするもの。
- 専門人材養成の基準が別途ある場合には、分野所管省庁の基準の柔軟化や支援策とも連動予定。
- 中央教育審議会大学分科会の下に設置されている「教育課程等特例制度運営委員会」の枠組みを活用して個別認定することを想定。

4. すみやかに取り組むべき事項（ウ.都市部大学と地方の大学や地方公共団体間の連携促進）

- 都市と地方の人材交流や各地域の関係人口創出、都市・地方双方の持続的な成長・発展に向けて、都市部の大学のミッションに応じ、学内における地域連携の推進体制整備や地域連携に関する教育プログラムの構築、地方公共団体や地方大学との連携に関する発信や新たな連携構築等の取組の促進、取組事例やノウハウを共有。
- なお、都市部の大学において、各地の大学や地方公共団体、産業界と連携した教育研究活動の例が見られ、ホームページでもその取組について積極的に公表したり、副専攻プログラムを整備して全学的に地域連携の取組を推奨したりする例もあり、各地域での取組を促進するため、各大学の取組の積極的な公表を推奨する。

⇒ 今年度の有識者会議において、関係人口創出に向けた都市部の大学と地方との交流促進方策などについてさらに議論を行い、令和8年度の取組につなげることとする。

4.すみやかに取り組むべき事項

(エ.大学等連携推進法人制度の普及、発展的な活用（地域研究教育連携推進機構）の促進）

- 上記ア～ウの取組と連動し、大学等連携推進法人制度の普及、発展的な活用促進を図るため、
 - ・ 地域構想推進プラットフォームの構築のモデル的な取組と連携して、さらなる大学間・産学官連携の促進を図るため、地域アクセス確保や地方創生に資する発展的な活用（地域研究教育連携推進機構）に関し、多様な事例創出（地域構想推進プラットフォームとの一体的な整備を含む。）に取り組むこと、
 - ・ 地域アクセス確保特例において、地域研究教育連携推進機構など大学等連携推進法人制度の活用を図ること、
 - ・ 都市部の大学と地方の大学が緊密に連携して都市・地方間交流に取り組む場合には、地域研究教育連携推進機構など大学等連携推進法人制度の活用を推奨すること、など、大学等連携推進法人制度の多様な活用事例や連携のメリット等を示しつつ、大学間・産学官連携の取組を推進する。

⇒ 今年度の有識者会議において、ア～ウの取組と合わせて、大学等連携推進法人制度の普及、発展的な活用（地域研究教育連携推進機構）の促進方策等についてさらに議論を行い、令和8年度の取組につなげることとする。

我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）要旨①

中央教育審議会（令和7年2月21日）

1. 今後の高等教育の目指すべき姿

直面する課題

社会の変化 世界：環境問題、国際情勢の緊張化、AI進展 等
国内：急速な少子化、労働供給不足

高等教育を取り巻く変化 学修者本位の教育への転換等

大学進学者数推計 62.7万人 ▶ 59.0万人 ▶ **46.0万人**（約27%減）
（出生低位・死亡低位） (2021) (2035) (2040)

未来像・人材像

目指す未来像

一人一人の多様な幸せと社会全体の豊かさ(well-being)の実現を核とした、**持続可能な活力ある社会**

育成する人材像

持続可能な活力ある社会の担い手や創り手として、**真に人が果たすべきことを果たせる力**を備え、人々と**協働**しながら、課題を**発見**し**解決**に導く、学び続ける人材

我が国の「知の総和」の向上



- 目指す未来像の実現のためには、「**知の総和**」（数×能力）を向上することが必須
- 「**知の総和**」の向上のためには、教育研究の質を上げ、意欲ある全ての人々が高等教育を享受できるよう社会的に適切な規模の高等教育機会を供給し、地理的・社会経済的な観点からのアクセス確保によって高等教育の機会均等の実現を図ることが必要

高等教育政策の目的

- 「質」の向上**：教育研究の質の向上を図ることであり、学生一人一人の能力を最大限高めること
- 「規模」の適正化**：社会的に適切かつ必要な高等教育機会の量的な確保
- 「アクセス」確保**：地理的・社会経済的な観点からの高等教育の機会均等の実現

3つの目的（価値）は、常に調和するわけではなく、**トレードオフの関係**になることもあり得るため、価値の選択と調整が必要

急速な少子化等を踏まえた高等教育全体の「**規模**」の**適正化**を図りつつ、それによって失われるおそれのある「**アクセス**」確保策を講じるとともに、「**規模**」の縮小をカバーし、**知の総和**を向上するために**教育研究の「質」**を高める

重視すべき観点

①教育研究の観点

- ア. 未来社会を担う人材に必要な資質・能力の育成（**文理横断・融合教育**等）
- イ. **成長分野**を創出・けん引する人材等の育成
- ウ. **デジタル化**の推進（AI活用等）
- エ. 国際競争の中での**研究力**強化

②学生への支援の観点

- ア. 学生の**多様性**・流動性の向上（留学生、社会人、障害のある学生等）
- イ. 学生への**経済的支援**充実（社会全体で支える学生の学び）



③機関の運営の観点

- ア. 高等教育機関の**多様性**確保
- イ. 高等教育機関の**運営基盤**の確立（ガバナンス改革等）
- ウ. **国際化**の推進（留学モビリティ拡大等）



④社会の中における機関の観点

- ア. **社会**との接続・連携強化
- イ. 人材育成等を核とした**地方創生**の推進
- ウ. **初等中等教育**との接続の強化
- エ. **情報公表**による信頼獲得

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策①

（1）教育研究の「質」の更なる高度化

1 学修者本位の教育の更なる推進

ア. 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善

- 学生が主体的・自律的に学修するための環境構築
 - 教学マネジメント指針の見直し
 - 同時履修科目の絞り込み促進
 - レイトスペシャライゼーションを促進するための定員管理制度の弾力化 等
- 「**出口における質保証**」の促進
 - 厳格な成績評価や卒業認定の実施
 - 成績優秀者への称号授与 等
- 高大接続を踏まえた大学入学者選抜等の改善
- 遠隔・オンライン教育の推進

イ. 新たな質保証・向上システムの構築

- 大学設置基準及び設置認可審査の見直し
 - 基幹教員の配置に係る基準や指導補助者の基準等について制度改善
- 認証評価制度の見直し**
 - 在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのか等を含む教育の質を数段階で評価する**新たな評価制度**への移行

2 多様な学生の受入れ促進（外国人留学生や社会人等）

ア. 多様な学生の受入れ推進

- 多面的・総合的な入学者選抜の推進
- 転編入学等の柔軟化
 - **転編入学の増加**を図るための**定員管理の見直し** 等
- 障害のある学生への支援 等

イ. 留学モビリティ拡大

- 外国人留学生等の受入れや日本人学生の派遣の推進、国際化のための体制整備
 - 経済的支援の充実
 - 多文化共修環境整備
 - **留学生の定員管理方策の制度改善** 等
- 適切な在籍管理、技術流出防止対策の徹底・強化 等

ウ. 社会人の学びの場の拡大

- 教育環境の整備
 - 産業界と連携した教育プログラム開発
- 産業界・地方公共団体等との組織レベルでの連携推進

エ. 通信教育課程の質の向上

- 時代の変化を踏まえた通信教育課程の在り方の見直し
 - **通信教育課程の更なる質の向上のための制度改善**や学生支援に向けた検討 等

3 大学院教育の改革

ア. 質の高い大学院教育の推進

- 体系的な大学院教育課程の編成の推進
 - 修士・博士5年一貫プログラムの構築(特に自然科学系)等
- 学士課程から博士課程までの連続性向上・流動性促進
 - **学士・修士5年一貫教育の大幅拡充（特に人文・社会科学系）** 等

イ. 幅広いキャリアパスの開拓推進

- 多様なフィールドで一層活躍するための環境構築、多様な進学者の受入れ促進
 - 学位の質保証を前提とした社会人の修士・博士の1年での学位取得推進 等

4 研究力の強化

○研究の質向上に向けた研究環境の構築

- 研究開発マネジメント人材等の量的不足解消・質向上
- 大学共同利用機関等の機能強化 等

○研究環境の低下要因を取り除くための**業務負担軽減**の推進

- 研究と教育それぞれに重点を置く教員の活用促進
- 形式的な会議の見直し 等

5 情報公表の推進

○情報公表の内容・方法の改善

- 高等教育機関の情報を横断的に比較できる**新たなデータプラットフォーム（Univ-map(ユニマップ)（仮称））**の構築

○全国学生調査の活用



2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策②

（2）高等教育全体の「規模」の適正化

1 高等教育機関の機能強化

- 意欲的な教育・経営改革を行うための支援
 - 一定の規模縮小しつつ、質向上、大学院へのシフトを行う大学等への支援
 - デジタル、グリーン等の成長分野への学部転換支援等の強化
 - 職員の高度化の促進 等
- 高等教育機関間の**連携**の推進
 - 大学等連携をより緊密に行うための仕組みの導入や支援策の検討 等

2 高等教育全体の規模の適正化の推進

- 厳格な設置認可審査**への転換
 - 審査時の財産保有要件や経営状況に関する要件厳格化
 - 設置計画の履行が不十分な場合の私学助成減額・不交付 等
- 再編・統合**の推進
 - 定員未充足や財務状況が厳しい大学等を統合した場合のペナルティ措置緩和
 - 再編・統合を行う大学等への支援 等

- 縮小**への支援
 - 一時的な減定員を戻すことを容易にする仕組みの創設
 - 早期の経営判断を促す指導の強化 等
- 撤退**への支援
 - 在学生の卒業までの学修環境確保
 - 卒業生の学籍情報の管理方策の構築
 - 残余財産帰属の要件緩和 等

（3）高等教育への「アクセス」確保

1 地理的観点からのアクセス確保

- ア. 地域ごとのアクセス確保を図るための仕組みの構築
- 地域のアクセス確保・人材育成のための協議体構築
 - 地域構想推進プラットフォーム（仮称）**（地域の高等教育機関、地方公共団体、産業界など関係者が議論する協議体）の構築
 - 地方公共団体における高等教育振興担当部署の整備（連携窓口の明確化等）促進
 - 国における司令塔機能の強化 等
 - 協議体での検討を促す仕組みの整備
 - 国による地域ごとの人口予測や分野ごとの産業・雇用環境の変化等の量的・質的な情報提供
 - コーディネーターの育成・配置 等
 - 地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育機関への支援
 - 協議体での議論を踏まえ、国が支援する仕組みの構築
 - 地域研究教育連携推進機構（仮称）**（大学等連携をより緊密に行うための仕組み）の導入 等

- イ. 都市から地方への動きの促進等を通じた**地方創生**の推進
- 地方創生を進めるための高等教育機関への支援
 - 国内留学 ➢学生寮整備
 - サテライトキャンパス
 - キャンパス移転 等の取組推進 等
 - 遠隔・オンライン教育の推進
 - 大学間連携による授業の共有化 等



2 社会経済的観点からのアクセス確保

- 個人への経済的支援の充実
 - 高等教育の修学支援新制度等の着実な実施
 - 企業等による代理返還の普及促進 等
- 高等教育機関入学前における取組促進
 - プッシュ型情報発信
 - アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）解消促進
 - キャリア教育促進 等

<参考3> 地域の高等教育へのアクセス確保を図るための仕組み（イメージ）

地域における協議体の実質化

従来

複数の大学等が地域関係者と恒常的に対話し、連携を行うための**地域連携プラットフォーム**の取組

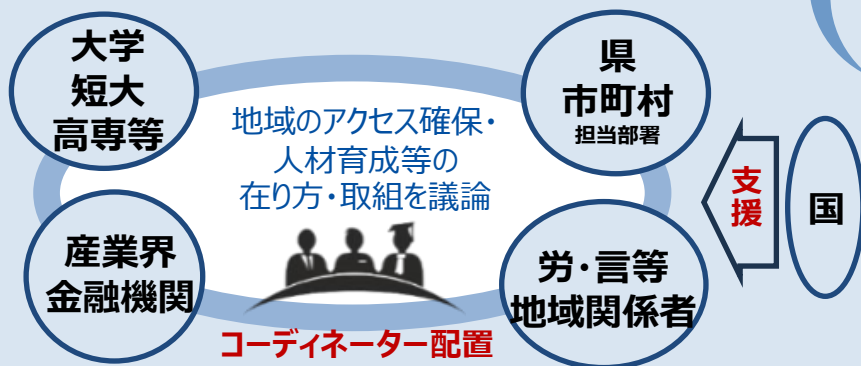
※国による「ガイドライン」策定

発展

今後

地域構想推進プラットフォーム（仮称）

- ✓ 地域の将来ビジョンや大学等の研究・教育の構想・推進策を地域全体で情報共有・共通認識
- ✓ 大学等、地方公共団体、産業界等の地域関係者が一体となって、国と連携しながら地域のアクセス確保等の取組を支援



連携強化

支援

国

コーディネーター配置

※地域連携プラットフォームの発展による構築等既存組織の活用も推奨

地域における大学等間の連携枠組みの強化

従来

連携開設科目を中心とした**大学等連携推進法人**(※)の取組

※文部科学大臣が認定

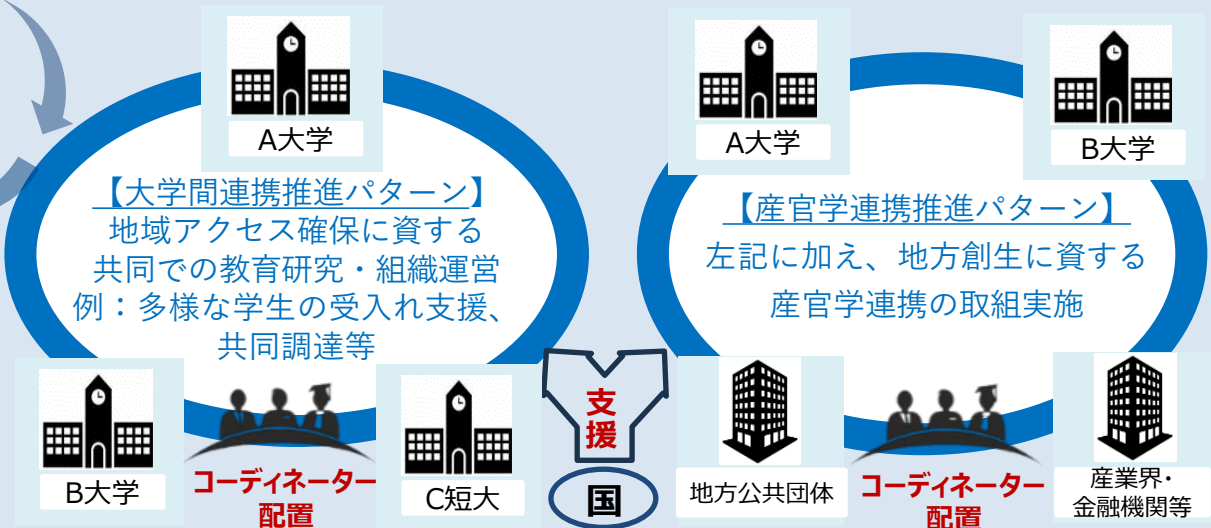
発展

今後

地域研究教育連携推進機構（仮称）

- ✓ 連携開設科目の開設に加え、地域構想推進プラットフォーム（仮称）等での議論を踏まえ、地域のアクセス確保・人材育成のための研究・教育の連携（※）に取り組むことを推奨

※入試、多様な学生受入れ支援、キャリア支援等の業務、大学関係施設の共同管理・運営、事務システムの共同化、共同調達などが想定。また、そのために必要な支援策についても検討。



※支援対象となる地域研究教育連携推進機構（仮称）の位置付けを検討

文部科学省

- ・地域ごとの高等教育へのアクセス確保を図るための司令塔機能の強化（「**地域大学振興室**」の新設）
- ・関係省庁や地域の産官学金等関係者と連携した、地域の高等教育へのアクセス確保・人材育成や地方創生の取組の推進

※地域により、地域の範囲の設定や、協議体の構築方法、協議体と大学等連携推進法人との関係・取組の進め方は多様であることに留意。

※地理的観点からのアクセス確保の観点からは、都市から地方への動きの促進等を通じた地方創生の推進も重要。

我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）要旨④
中央教育審議会（令和7年2月21日）

3. 機関別・設置者別の役割や連携の在り方

（１）機関別の役割：機関ごとの違い・特色を生かしつつ、自らの役割を再定義して改善

①大学（学士課程）	※「2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策」を参照
②専門職大学・専門職短期大学	実践力・創造力を備えた専門職業人の育成促進
③大学院・専門職大学院	※2（1）「③大学院教育の改革」を参照
④短期大学	時代の変化に応じた役割を踏まえた短大自身の変革、専攻科修了者の進学ニーズを踏まえた制度改善
⑤高等専門学校	高専教育の高度化・国際化の推進
⑥専門学校	実践的な職業教育の推進、社会人・留学生の受入れ拡大

（２）設置者別の役割：役割や機能を踏まえつつ、自らのミッションを改めて見つめ直し、時代の変化に応じて刷新し、自らの将来を定めていく必要

①国立大学	社会を先導する人材を、地方をはじめ全国で育成するための教育機会の確保、国として継続的に実施すべき多様な研究の実施 ▶ 国立大学の学部定員規模の適正化 （修士・博士への資源の重点化を図りつつ、国際化や地域のアクセス確保にも配慮）や 連携、再編・統合の推進 に向けた検討 ▶ 地域の高等教育機関のけん引役としての機能強化
②公立大学	地方公共団体の規模や実態、設置目的に応じた教育研究の実施 ▶ 地域の実態を踏まえた教育研究の実施や 定員規模の適正化 （見直しも含めた地域との継続的な対話、私立大学の安易な公立化の回避）
③私立大学	建学の精神に基づく多様性に富んだ教育研究の実施 ▶ 意欲的な教育・経営改革や連携を通じた機能強化 ▶ 規模適正化の推進（設置認可厳格化、再編・統合、縮小、撤退の支援）

（３）機能や特性等に着眼した政策の重視：それぞれの機能に即した高等教育機関の連携も含め、機能別分化の中で、教育研究の質向上につながる取組を設置者の枠を超えて支援

4. 高等教育改革を支える支援方策の在り方

①高等教育の価値	高等教育は国力の源泉であり、 高等教育への投資は未来への先行投資
②高等教育への信頼	学生の満足度を高め、成長が得られるよう教育研究活動を高度化し、教育研究の成果や効果を社会に対して 情報公表
③必要コストの算出	教育コストを明確にした上で、社会に広くその必要性を訴えかけていくことが必要
④高等教育投資の在り方	公財政支援、社会からの投資・支援、個人・保護者負担 のどれか一つだけに依存するのではなく、それぞれについて、高等教育の 持続可能な発展に資するような規模・仕組みを構築

短期的取組（2～3年以内まで）	○ 公財政支援の充実 ▶ 基盤的経費助成の十分な確保 ▶ 競争的資源配分の不断の見直しと充実 ○ 社会からの支援強化 ▶ 代理返還制度の活用推進 ▶ 寄附獲得の促進 ○ 個人・保護者負担の見直し ▶ 個人・保護者負担の在り方について個人支援や機関補助とのバランスも勘案し検討
中長期的取組（5～10年程度）	○ 教育コストの明確化と負担の仕組みの見直し ▶ 授業料等の最低ライン設定や公的支援の仕組みの見直しに向けた検討 ○ 高等教育への大胆な投資を進めるための 新たな財源の確保 ▶ 税制の在り方や寄附の充実等の検討

▶ 上記1～4までを踏まえた、制度改革や財政支援の取組や今後10年程度の工程を示した**政策パッケージ**を策定し、具体的方策の実行に速やかに着手

3) 高等教育への「アクセス」確保

高等教育全体の規模を適正化しつつ、意欲のある者の教育機会を確保し、誰もが進学をあきらめない社会を実現するためには、質の高い高等教育への「アクセス」について、地理的観点と社会経済的観点の両面から対策を講じる必要がある。

地域によって高等教育機関への進学率や進学者収容力が異なるとともに、少子化の中で、地方の私立大学ほど学生数が減少し、厳しい経営状況に陥る傾向にある一方で、経済的な理由を含め様々な理由で地元を離れることができない進学希望者がいることから、地理的観点からのアクセス確保のための方策を講じる必要がある。（略）

① 地理的観点からのアクセス確保

グランドデザイン答申においては、地域の高等教育機関が高等教育という役割を超えて、地域社会の核となり、産業界や地方公共団体等とともに将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する地域連携プラットフォームの構築や国公立の枠組みを超えた連携の仕組みとして大学等連携推進法人の導入等が示された。

これらの取組は幾つかの地域で始まっており、地域の全大学が参画して教育プログラムの開発や進学・就職支援に取り組んでいる地域連携プラットフォームの例や、多数の連携開設科目の設置により教養教育の充実や多様な学生交流に取り組んでいる例がある。一方で、現状の地域連携プラットフォームでは、強い当事者意識、問題解決に向けたスピード感に課題があるとの指摘や、連携開設科目の設置にとどまらない、大学等連携推進法人を活用した教育連携の取組を更に先に進めていくべきではないかとの指摘もある。

高等教育機関の規模の適正化が図られていく中では、今後、各高等教育機関が自らの強みや弱みを把握し、各地域における志願動向や人材需要、他の高等教育機関が持つ特色等を踏まえ、各機関の強みを伸ばし、連携・再編等を通じて互いに機能を補完する中で、求められる分野を学べる高等教育の機会を確保することがより一層重要となる。

特に、近年、地方の高等教育機関を中心に、入学者数の減少による学生募集停止が相次いでいる。進学希望者の立場に立てば、個別の高等教育機関の存続以前の問題として、その地域での学びの機会が確保されていることが極めて重要だと考えられる。このような背景もある中で高等教育機関の再編・統合や縮小、撤退を、市場経済における選択に委ねるのみでは、仮に、地域に一定の進学希望や人材需要が存在する場合であっても、個別の高等教育機関の経営判断のみをもって地域から学びの機会が縮減・消滅することとなり、地方に在住する高等教育進学希望者の教育機会の確保に多大な支障が生じるおそれがある。また、地域の人材需給のバランスが崩れ、地域の生活や産業の基盤に大きな影響を与えるおそれもある。そのため、各地域において高等教育へのアクセス確保の具体策を早急に講じることが求められる。

このため、国において、地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育へのアクセス確保等、地理的観点からの高等教育機関へのアクセス確保を図るための仕組みの構築や都市から地方への動きの促進等を通じた地方創生推進のための取組が必要である。

これらの取組を講じることにより、地方においても高等教育を受ける機会や高等教育機関の維持が図られ、地理的観点からのアクセス確保にも資することとなる。あわせて、高等教育機関卒業後の地元への定着や、多様な高等教育機関との連携による地域産業の発展等により、地域の活性化につながっていくこととなる。

ア. 地域ごとのアクセス確保を図るための仕組みの構築

地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育へのアクセス等地理的観点から高等教育機関へのアクセスの確保を図る仕組みの構築に当たっては、国において各地域との連携・協力体制を早急に構築する必要がある。

その際、学問分野・領域を残すことに固執して、地域における高等教育機関の収容定員を人口減少に合わせて一律に縮小すると、定員が充足しても経営基盤が脆弱になる高等教育機関が多数出ることとなる。一方で、一部の高等教育機関に機能を集約することも容易ではない。高等教育機関は、それぞれの歴史において、強みと特色を生かした教育研究を行ってきており、それぞれが持つ多様な教育研究のノウハウを生かすことのできない方法は、効率性が悪く、損失も大きい。したがって、今後、高等教育機関が存続し、連携・協力体制を構築していくに当たって、まず必要なことは、教育研究における強みや特色をより明確にしながら改善を進めることである。

そこで、各高等教育機関が持つ強みや特色を生かしつつ、地域におけるアクセス確保を図り、地域に必要な人材を育成するために、まずは、地域連携プラットフォームの仕組みを発展させ、各地域の高等教育を取り巻く状況や課題、将来の人材需要等を地域の高等教育機関が共通に認識し、地方公共団体や産業界等地域の関係者も一体となって具体的な取組に向かうことができる場の構築が重要である。そのために、地域の高等教育機関や地方公共団体、産業界等の各地域の関係者が議論し、各地域で実効性のある取組を推進するための協議体（地域構想推進プラットフォーム（仮称））を構築することが必要である。

このような協議体の構築は、各地域の高等教育を取り巻く状況や課題について地域の高等教育機関が共通認識を持ち、地方公共団体や産業界等地域の関係者も一体となって具体的な取組に向かうことができる場として整備する必要があることから、着実に段階を踏んで進めることを前提としつつ、原則として地域の全ての高等教育機関を含む関係機関が参加することが望ましい。また、これらの仕組みを促進するためには、設置認可審査や財政支援等に当たってこのような協議体での議論の内容を考慮することも必要である。

そして、協議体の構築を支援するためには、高等教育機関の関与はもとより、地方公共団体における体制整備や国における司令塔機能の整備、産業界の協力等も重要である。

また、各機関や地域において検討を促すためには、各地域において、地域における志願動向や人材需要の情報収集や整理が必要である。その際、国においても、関係省庁の連携により、地域ごとの人口予測や将来的な産業構造の変化に応じた産業分野ごとの人材需要等について、より詳細な量的・質的な情報を収集・提供することが求められる。

さらに、協議体において議論を円滑に行うためには、コーディネーターの役割が重要であり、協議体が情報共有を行う段階にあるのか、産学官金の連携体制の構築やカリキュラムの構築等を具体的に取組んでいく段階であるかでは、コーディネーターとなる人材に求められる経験・見識は異なる。そのため、コーディネーターの候補となる人材は、高等教育関係者のみならず様々な業界に裾野を広げて求めることが重要である。また、協議体の議論の進捗段階に応じて、求められるコーディネーターの配置・育成を戦略的に進める必要もある。

その上で、強い当事者意識を持った大学間連携の取組や実効性ある産学官金連携による取組を推進するため、協議体のコーディネーターとも連携しつつ、連携開設科目の開設にとどまらない大学等連携推進法人制度の活用を促進するため、同制度を発展させた「地域研究教育連携推進機構（仮称）」の活用を支援を行うとともに、地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育機関への支援を行うことで、地理的観点からの高等教育機関へのアクセス確保のための取組を進めることが必要である。なお、地域構想推進プラットフォーム（仮称）における議論を経て、地域研究教育連携推進機構（仮称）の取組へ発展することや、これらが相互に連携することを通じて、地域における議論や大学等間の連携が活性化することが期待される。

<具体的方策>

○ 地域のアクセス確保・人材育成のための協議体の構築

- ・ 各地域における地理的観点からのアクセス確保策や地域の人材育成の在り方など、大学等における研究・教育の構想やその推進について、地域内の高等教育機関、地方公共団体、産業界、金融機関等の地域の関係者が継続的に議論を行う協議体（地域構想推進プラットフォーム（仮称））を国と連携して構築する。
- ・ 協議体の議論への参画が期待される地方公共団体における、地域の関係者との継続的な連携のための窓口の明確化等、地域における高等教育振興に関する担当部署の整備を促進する。
- ・ 地方大学の振興や高等教育へのアクセス確保に当たって、国における司令塔機能を果たすために責任ある体制を整備するなど組織体制の充実・強化を行う。

- 議論を行う協議体において検討を促すための仕組みの整備
 - ・ 各地域において、地域における志願動向や人材需要の情報収集や整理が可能となるよう、国において、関係省庁の連携により、地域ごとの人口予測や分野ごとの産業・雇用環境の変化等について、より詳細な量的・質的な情報を収集・提供する。
 - ・ 議論を行う協議体において、地域の実態や今後の見通しを客観的に踏まえた議論を円滑に行うために、コーディネーターとなる人材の育成・配置を進める。
- 地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育機関への支援
 - ・ 各地域の実情や協議体での議論等を踏まえ、地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育機関について、各高等教育機関における連携・再編等の計画策定や各計画の実行を国が支援するための仕組みを構築するとともに、地方公共団体、産業界、金融機関等、地域の様々なステークホルダーによる支援を促進する。
 - ・ 地域にとって不可欠な専門人材の輩出や、地方就職率、上記ステークホルダーによる支援の状況等も踏まえた、地域にとって真に必要とされる地方大学に対する支援の在り方を検討する。
 - ・ リソースの少ない地域の小規模大学であっても互いに強みを発揮したり、更なる高等教育機関間の連携の取組を推進したりできるようにするため、地域の大学をはじめとする高等教育機関が産学官金など地域の関係者と協働して研究・教育の連携を行う「地域研究教育連携推進機構（仮称）」の仕組みを導入し、活用を促す。

イ. 都市から地方への動きの促進等を通じた地方創生の推進

急速な少子化が先行する地方においては進学者の絶対数が減少する一方、地方から東京都をはじめとする大都市圏への進学者の流入傾向に目立った変化はなく、地方から東京一極集中に関する諸課題に対して厳しい目が向けられている。分野により差異はあれ、その課題やフィールドは大都市圏で完結するものではなく、多様な出身地域の学生が共に学び、大学の魅力・競争力を高め、多様性を維持していくことが欠かせない。都市と地方双方が持続的に成長・発展し、大都市圏の高等教育機関が各地域の知の拠点形成や高等教育を受ける機会の維持に配慮するなど、都市から地方への動きの促進等の地方創生の推進に向けた取組を進めることが必要である。その際、国としても、企業の地方移転等や、地域資源を生かした付加価値を高める産業・事業の創出を推進しており、この動きと軌を一にして高等教育の振興を通じた地方創生の取組を進めることが重要である。

また、都市から地方への動きの促進等の取組として、東京圏と地方圏との間で異なる課題があることを踏まえて、地域の特性に応じた方策を検討することが必要である。

大学進学希望者に対する大学入学定員（大学進学者収容力）が100%を超える東京都や京都府のような大都市圏においては、大学進学者収容力の都道府県格差の縮小を目指すとともに、地方圏の大学等との連携を進めることが、均衡ある国土の発展や地方創生の観点からも必要である。このため、一定の学士課程定員の規模縮小をしつつ社会人や留学生を抜本的に増加する大学、収容定員・資源を学部から大学院へシフトする大学、質の向上と連動して規模縮小を実施する大学等に対する支援を行うことが必要である。また、国内留学の促進やサテライトキャンパスの設置、キャンパス移転の支援等を行うことで、地方との交流や地方移転を促進することも考えられる。

他方で、大学進学者収容力が100%未満の道県においては、地方の高等教育機関の振興を図るとともに、上述の地域ごとのアクセス確保を図るための仕組みの構築が必要である。

あわせて、対面授業と遠隔・オンライン教育との双方の良さを生かし、全国からアクセスできる、より多様かつ実践的な学修が可能となる環境を整えていくことも重要である。

なお、東京23区内の大学学部の収容定員を原則として増加できないこととする定員規制については、令和10(2028)年3月までの間に、地域における若者の修学及び就業の状況その他法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、引き続き、その政策効果について検証することが必要である。

<具体的方策>

○ 地方創生を進めるための高等教育機関への支援

- ・ 地方の高等教育機関の振興を通じた魅力向上を図るとともに、地方と都市部の高等教育機関間での編入学、大都市圏の高等教育機関の学生の国内留学や学生寮等の施設整備、サテライトキャンパスの設置、キャンパス移転等の取組を推進する。
- ・ 大都市圏の高等教育機関の各教育研究分野の課題やフィールドを踏まえた、地方の高等教育機関や地方公共団体、各地域の議論を行う協議体等と連携した取組を促進するために好事例の周知等を行う。
- ・ 地域の経済・社会にとって不可欠な専門人材の育成に貢献している大学等へ配慮する観点から、高等教育の修学支援新制度における機関要件の見直しについて検討を行う。

(略)

● 経済財政運営と改革の基本方針2025

中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画の実行

地域の人材育成と処遇改善については、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカー*の育成に取り組むほか、医療・介護・保育・福祉等の人材確保に向けて、保険料負担の抑制努力を継続しつつ、公定価格の引上げを始めとする処遇改善を進める。

* デジタル技術等も活用して、現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー。

質の高い公教育の再生

急激な少子化の進行や地域における人口・産業構造の変化を見据え、高等教育へのアクセスを確保しつつ国公私を通じた大学の連携、再編・統合による機能強化や縮小・撤退による規模の適正化を進めるとともに、教育の質の高度化を進める。

● 地方創生2.0基本構想

人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～

○（略）国全体の持続的な発展のため、東京一極集中の是正に向けた人や企業の地方分散を図る。

そのため、政府関係機関の地方移転や、企業・大学の地方分散などに取り組むとともに、地方大学による人材育成機能の強化や、関係人口の創出に向け、都市と地方の新たな結びつき、人材の交流・循環・結びつきを促進する政策の強化、都市と地方の間や、地域の内外で人材をシェアする政策を進め、地方への新たな人の流れを創っていく。

（施策集）人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～

○地方における高等教育の充実

地方大学・産業創生法に基づき、令和10年3月までの時限措置として、23区内の収容定員の増加抑制を行っているが、法附則に基づき、令和9年度末までに検討を行い、必要な措置を講ずる。あわせて、地方大学の振興を図り、若者の地方定着を促進するとともに、国内留学の促進や地方インターンシップの促進、大都市圏の大学等の地方での活動拠点等の設置促進を行う。高専の改組・新設を検討する自治体等への支援を推進する。

地方大学による産学連携・人材育成を通じた地方創生に向け、大学を核とした地域の産学官金等の有機的・実質的な連携基盤（プラットフォーム）の整備促進や、推進役となるコーディネーターの活用等を通じた産学官連携の強化、都市・地方間を含む大学間連携強化による国内留学等の促進といった取組を通じて、大学を活用した地方創生の取組基盤を強化、産学官連携事業を推進するとともに、地域に不可欠な人材育成機能の確保を図る。

● 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版

産業人材育成プラン

○産学協働での地域毎の人材ニーズの明確化や人材育成の連携体制の整備

全国で地方ブロックごとに、地域の人材需要の変化の分析を踏まえ、人材育成施策の方向性及び産学含む関係者による連携方策を議論する場を立ち上げる。

上記の地域における人材需要を踏まえて、都道府県等の地域ごとに、各地域における大学・高専等を中心とした産業人材育成の取組方針について、産学官金等の関係者で議論・推進する「地域構想推進プラットフォーム」を構築し、地域の高校教育改革やリカレント教育等の取組との連携も含め、実効的な運営・取組促進を図る。

地域における大学等の連携の促進に向けた方策（H30グランドデザイン答申で提言）

人口減少がより急速に進むこれからの20年間においては、地方における質の高い教育機会の確保が大きな課題

- ✓ **大学等は地域の人材を育成し、地域経済・社会を支える基盤。**各地域は、人口減少、産業構造の変化、グローバル化、一極集中型から遠隔分散型への転換の中で、**地域ニーズを踏まえた質の高い教育機会の確保と人材の育成がこれまで以上に重要。**
- ✓ **地域においてもデジタル革命など新しい産業創出やイノベーションを生み出し、地域経済・社会を革新的に変えるチャンス。**

地域連携プラットフォームの構築

- 地域の**国公立大学等、地方公共団体、産業界等が一体となった恒常的な議論の場を構築し、連携体制の強化。**地域人材の育成や課題解決に向けて取り組む。

大学等、地方公共団体、産業界等の関係機関がエビデンスに基づき、**地域の現状・課題を把握した上で、地域の将来ビジョンを議論・共有し、地域の課題解決に向けた連携協力**の抜本的強化を図る。

文部科学省が「ガイドライン」策定

各地域において地域連携プラットフォームの構築や議論を行う際の参考に資する。

課題解決のために実行する事項

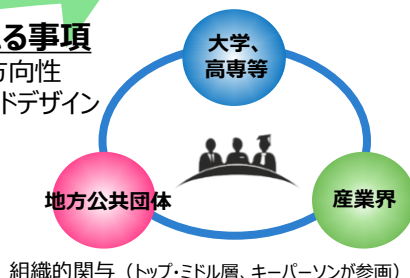
- ✓ 地域課題解決型プロジェクトの実施
- ✓ 人材育成、産業振興

議論することが考えられる事項

- ✓ プラットフォームの目標、方向性
- ✓ 地域の高等教育のグランドデザイン

地域の現状・課題等の共有

- ✓ 地域社会のビジョン等
- ✓ 地域の高等教育の果たす役割
- ✓ 人口動態、地域社会・産業構造



議論の結果、大学等連携推進法人を活用することも想定。

大学等連携推進法人の認定制度

- 多様化するニーズや社会からの要請に応えるため、**各大学等が強みや特色を生かしつつ、一定の地域や特定分野で他大学等と連携・協力して教育等に取り組む。**

地域の**国公立大学の枠組みを越えた緊密な連携や機能分担を推進**するため、基準に適合した一般社団法人について、文部科学大臣が**大学等連携推進法人として認定**する制度を創設。

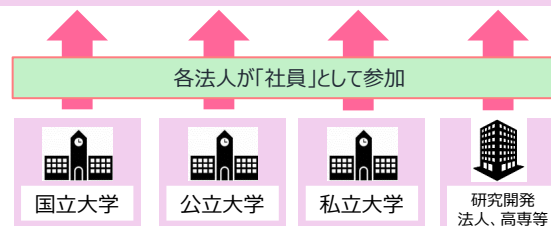
（一般社団法人）〇〇地域大学ネットワーク機構

- ・大学等連携推進方針
- ・大学等連携推進業務（例）
 - 教育：大学間の教学上の連携に係る管理（協議の場の運営）等
 - 研究：産学連携、地域共同研究、研究施設共同利用等
 - 運営：FD・SD共同実施、事務の共同実施、物品共同調達等
- ・大学等連携推進法人における教学上の大学間連携
 - 連携開設科目の開設、連携開設科目を活用した教職課程共同設置、共同教育課程（共同学位）での各大学修得単位数の引下げ

申請

認定

文部科学大臣



大臣認定基準(例)

- 大学等連携推進業務が主目的
- 法人として安定的かつ一体的な運営体制
- 大学等連携推進方針を策定・公表 等

地域の高等教育機会と人材の確保

大学等の連携による課題解決と地域振興、教育研究機能の強化

地域社会の維持・活性化

地域連携プラットフォームは全国で**273**(※) あるとの回答が得られた。
また、3県を除き44都道府県で地域連携プラットフォームが所在している。
(令和6年6月28日 現在)

Q. 貴機関は地域連携プラットフォームに参加していますか。
→「参加している」又は「検討中」と答えた場合は下記を回答

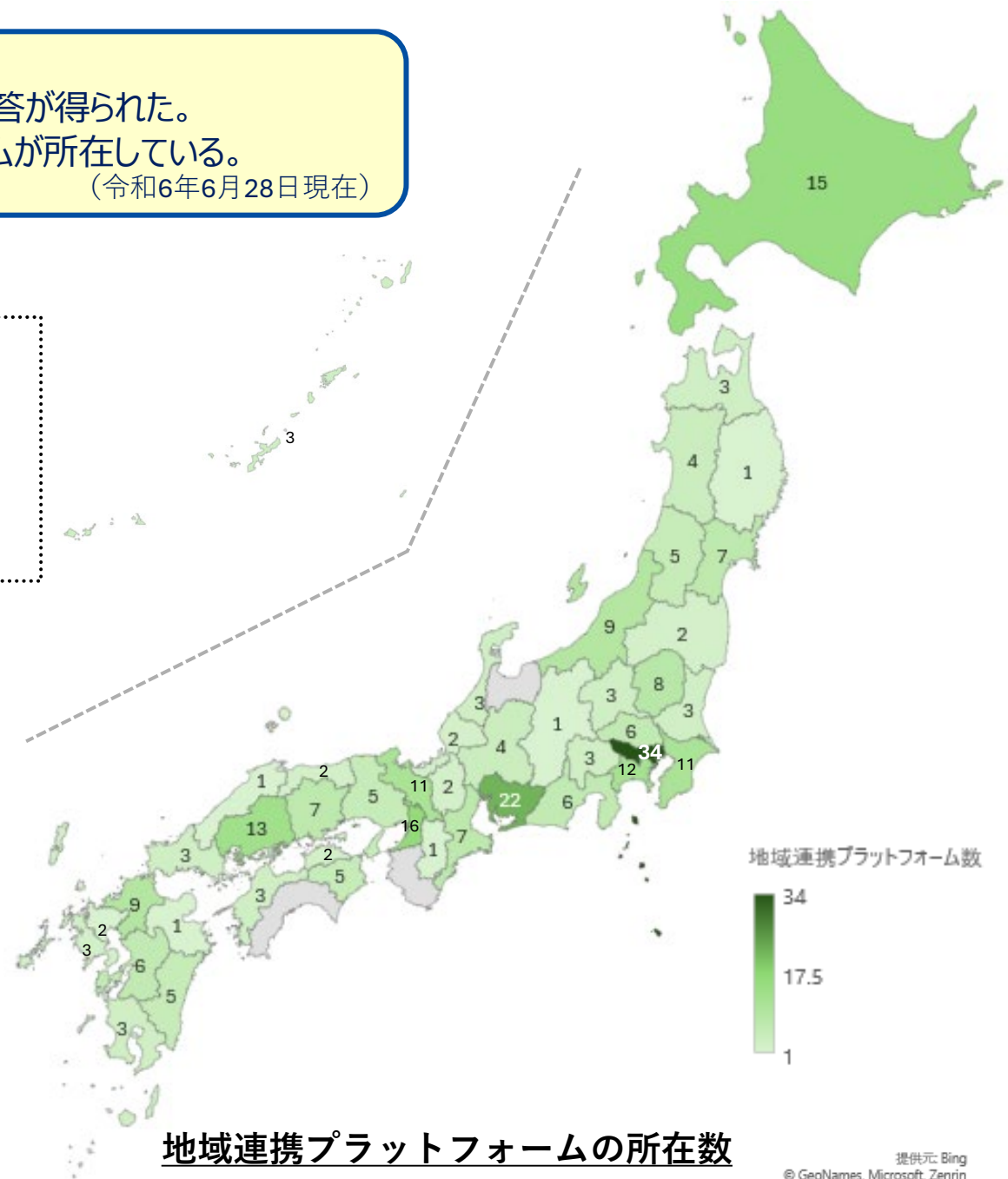
- ・プラットフォームの名称
- ・参画した時期
- ・プラットフォームの構成員

(地方公共団体名、高等教育機関名、経済団体名) 等

<地域連携プラットフォームの定義 (文部科学省ガイドライン(R2.10)より) >

- ① 大学等のみならず、地方公共団体、産業界等の様々な関係機関が一体となった恒常的な議論・協議の場を構築している。
- ② エビデンスに基づく現状・課題を把握した上で将来の目標を共有し、絵に描いた餅で終わることなく地域課題の解決に向けた連携協力の強化が図られている。
- ③ 地域の大学等の活性化やグランドデザインの策定、高等教育機会の確保や地域人材の確保、大学等を含めた地域社会の維持発展を図るための仕組みとなっている。

(参考)https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/platform/mext_00994.html



地域連携プラットフォームの所在数

※佐賀県と長崎県が共に参加している地域連携プラットフォーム1件について、日本地図上は佐賀県と長崎県でそれぞれ1件ずつカウントしている。

提供元: Bing
© GeoNames, Microsoft, Zenrin

地域活性化人材育成事業 ～SPARC～

Supereminent Program for Activating Regional Collaboration

令和7年度予算額

(前年度予算額)

8億円

9億円)



文部科学省

地域の大学における課題

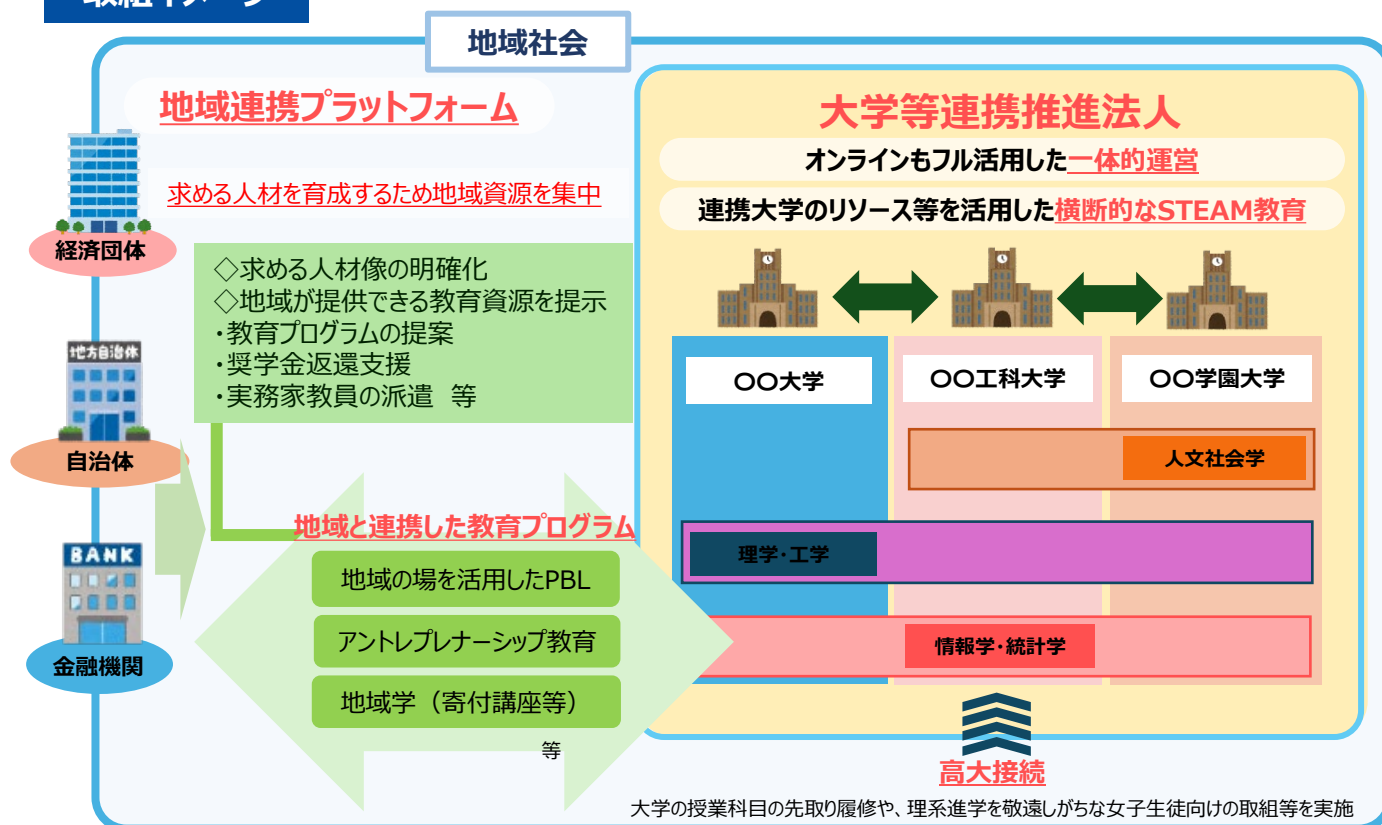
- Society5.0を支える人材として、自然科学の素養も求められる中において、自然科学を専攻する学生は3割に留まっている
- 大学が実施する教育プログラムが、地域社会が学生に期待・評価する能力の養成に十分に対応・機能していない
- 本格的な産学連携が進まず、外部リソースの獲得が不足

本事業で目指す姿

- 大学間連携により、文系学部でも自然科学の素養を身に付けられる教育体制を整備し、教育内容の充実を図る
(本事業を通じ、学部等の再編、拡充など科学技術分野の人材育成を促進)
- 地域社会との本格的連携による人材育成・イノベーションの創出
- 大学の学びを地域社会のフィールドへ展開

【事業内容】 **地域社会と大学間の連携を通じて既存の教育プログラムを再構築し、地域を牽引する人材を育成**

取組イメージ



【タイプ①】学部等の再編を目指す取組



【選定件数・単価】

3件（令和4年度選定分）×166,860千円
※中間評価時に学部等の再編計画を提出し、事業終了翌年度までに実施

【タイプ②】高度な連携を目指す取組



【選定件数・単価】

3件（令和4年度選定分）×85,959千円

【事業スキーム】

対象：異なる設置形態の大学による構想・計画
資金：民間からの資源も獲得
取組の内化：事業の継続性発展性を確保するため、事業の進捗に合わせ補助額を減減
事業期間：最大6年間（令和4年度～令和9年度）

地域活性化人材育成事業～SPARC～選定機関一覧

【タイプ① 3件】

大学名	事業名称	事業協働機関				
		大学	自治体	企業等	金融機関	その他
山梨大学	知（地）のソーシャルキャピタル～学びの山梨モデル～構築事業	山梨県立大学	山梨県	（公財）やまなし産業支援機構、（公社）やまなし観光推進機構、専修学校山梨予備校	山梨中央銀行	-
信州大学	「しあわせ信州」を創造する地域活性化高度人材育成プログラム	長野大学、佐久大学	長野県	一般社団法人長野県経営者協会	株式会社八十二銀行	長野工業高等専門学校
山口大学	ひとや地域（まち・文化・教育）のwell-beingに貢献する文系DX人材の育成	山口県立大学、山口学芸大学	山口県 山口市	山口経済同友会、山口県経営者協会、公益財団法人やまぐち産業振興財団	一般社団法人山口県銀行協会、山口県信用金庫協会、山口銀行	山口しごとセンター

【タイプ② 3件】

大学名	事業名称	事業協働機関				
		大学	自治体	企業等	金融機関	その他
岐阜大学	ぎふ地域創発人材育成プログラム～地域活性化を目指した知的基盤の確立～	中部学院大学、岐阜市立女子短期大学	岐阜県、岐阜市、中津川市、高山市	岐阜県経営者協会、岐阜県中小企業家同友会、長良川温泉若女将会、柳ヶ瀬を楽しいまちにする株式会社、Global Mobility Service 株式会社	十六銀行	-
熊本大学	くまもとの未来を拓くグローバルDX人材育成プロジェクト ―地域社会と国公私3大学の連携による「くまもと型文理融合DX教育」の構築を目指して―	熊本県立大学	熊本県、熊本市	熊本経済同友会、一般社団法人熊本県工業連合会、一般社団法人 熊本県情報サービス産業協会	株式会社 肥後銀行	-
宮崎大学	新しい価値を想像し、持続可能な地域づくりを牽引する『多様な未来共創人材』の育成プログラム	南九州大学、宮崎国際大学、宮崎学園短期大学	宮崎県、宮崎市、都城市	宮崎県商工会議所連合会、宮崎県商工会連合会、宮崎県中小企業団体中央会、宮崎県工業会、宮崎県農業協同組合中央会、宮崎県産業振興機構	宮崎銀行、宮崎太陽銀行、宮崎県信用金庫協会	連合宮崎

現在認定されている大学等連携推進法人

（一社）大学アライアンスやまなし 令和3年3月認定

国立大学法人山梨大学（山梨大学）
公立大学法人山梨県立大学（山梨県立大学）

国立・公立という設置形態を超えた連携により、地域社会や地域経済の活性化及び持続的発展に貢献できる人材や未来の社会を切り拓くグローバルな人材を養成するとともに、地域のイノベーションの進展を図ることで、地域の発展に寄与

取組内容

- 連携開設科目の開設（令和3年度～）
教養教育分野、留学生対象科目
高度専門人材養成
- 学生・教職員の交流
合同講演会/研修の開催、事務職員の人事交流
- 効率的な大学運営
電気の共同契約、消耗品等の共同調達
- 教育資源の有効活用
施設の共同利用、就職支援の相互利用等
- 連携の枠組みを活かした地域貢献活動
新型コロナウイルスワクチンの大学拠点接種

等

（一社）四国地域大学ネットワーク機構 令和4年3月認定

国立大学法人徳島大学（徳島大学）
国立大学法人鳴門教育大学（鳴門教育大学）
国立大学法人香川大学（香川大学）
国立大学法人愛媛大学（愛媛大学）
国立大学法人高知大学（高知大学）

5大学の連携によって高等教育機関としての機能を一層強化することを通じて、多様化する学修者のニーズや社会からの人材育成等に係る要請に応えるとともに、急速に変容するGlobal/Local社会でも存続できる地域分散型社会を実現

取組内容

- 連携開設科目の開設（令和5年度～）
- 持続可能な地域を牽引できる人財を育成する「四国人財育成塾」事業
- 連携教職課程の開設（令和5年度～）
教員養成（美術、家庭、情報）
→シンポジウムの開催などによって、わが国のモデルとなる地域社会実現のための情報を発信
- 単独大学の教育リソースだけでは為しえない、一層厚みのある教員養成

等

（一社）学修評価・教育開発協議会 令和4年3月認定

学校法人濱名山手学院（関西国際大学） 学校法人札幌国際大学（札幌国際大学）
学校法人北陸学院（北陸学院大学）
学校法人共愛学園（共愛学園前橋国際大学） 学校法人創価大学（創価大学）
学校法人宮崎学園（宮崎国際大学）
学校法人富山国際学園（富山国際大学）

教育改革に係る研究ならびに学生教育の充実等に関する大学等連携推進業務等を行い、大学等の緊密な連携の推進による教育研究水準の向上、大学の機能強化に資するとともに、地域社会の発展に貢献

取組内容

- 国内留学事業（学生の相互派遣）
- 学生・社会人への教育プログラムの開発（予定）
- 単位互換プログラム事業の実施
- 連携開設科目の開設（令和5年度～）
社会の要請に応える新たな科目
（教員養成、幼児教育、データサイエンス等）
地域の課題解決に係る科目
- 学修成果の評価方法の開発・普及

等

（一社）やまぐち共創大学コンソーシアム 令和5年3月認定

国立大学法人山口大学（山口大学）
公立大学法人山口県立大学（山口県立大学）
学校法人宇部学園（山口学芸大学）

強みや特色、教育資源等の異なる国公立3大学の連携により、教育研究機能の強化に資するとともに、地域との共創によって地域が求める人材育成や地域社会の振興と発展に寄与

取組内容

- 連携開設科目の開設（令和5年度～）
文系DX人材の育成
→文理横断教育、データサイエンス教育、知的財産教育、地域理解教育の充実
- 高大接続の推進
高校生の探究活動の実施
- DXによる地域課題解決に向けたPBLの実施・評価
- リカレント教育・リスキリング教育の推進

等

現在認定されている大学等連携推進法人

（一社）信州アライアンス

令和5年11月認定

国立大学法人信州大学（信州大学）
公立大学法人長野大学（長野大学）
学校法人佐久学園（佐久大学）

強みや特色を活かした効果的な連携を推進し、教育研究機能の強化のための連携や地域が求める人材育成に取り組むことを通じ、地域社会の振興と発展に貢献

取組内容

- 連携開設科目の開設（令和6年度～）
- 地域活性化人材を育成する「しあわせ」信州を創造する地域活性化高度人材育成プログラム
文理横断型STEAM教育、地域学、データサイエンス、グリーンテクノロジー、地域課題解決PBLによる総合知の創出・活用を図る
インターンシップ、FD/SD、就職説明会の共同実施
→「しあわせ信州」を創造する地域活性化高度人材を輩出

等

（一社）熊本地域大学ネットワーク機構

令和5年11月認定

国立大学法人熊本大学（熊本大学）
公立大学法人熊本県立大学（熊本県立大学）
学校法人東海大学（東海大学）

地域における高等教育の機能強化を更に発展させることを通じ、多様化する学修者のニーズや社会からの人材育成等に係る要請に応えるとともに、地域の発展に貢献

取組内容

- 連携開設科目の開設（令和6年度～）
- くまもとの未来を拓くグローバルDX人材育成プロジェクト事業
文理横断教育、データサイエンス教育
地域課題PBL（問題解決型学習）等の充実
→各大学の学位プログラムにおいて、不足する教育内容に関して強み・特色のある教育リソースを提供する役割を担うことで、教育内容の向上を図る

等

（一社）ヒロシマ平和研究教育機構

令和6年3月認定

国立大学法人広島大学（広島大学）
公立大学法人広島市立大学（広島市立大学）
広島市
公益財団法人広島平和文化センター

大学相互間や大学と地方公共団体又は平和に関する関係団体等との間における平和に関する研究教育等により、核兵器のない平和な世界への思いを、世界中の市民社会の世論に根付かせ、平和への大きな潮流をつくる

取組内容

- 参加大学研究機関の特色を生かした平和に関する共同研究を実施
- 広島短期滞在プログラムの創設、給付型奨学金制度の新設に向けた調査・協議
海外の若手研究者を対象とした滞在経費の支援等
- 被爆関連資料の一括横断システムの構築に向けたデータベース調査
被爆関係の研究・学習を促進する基盤の整備を目的

等

（一社）高等教育ネットワーク岐阜

令和6年3月認定

国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学（岐阜大学）
学校法人岐阜済美学院中部学院大学（中部学院大学）
岐阜市立女子短期大学（女子短期大学）

大学・短期大学間相互の大学等連携推進業務等により、地域社会のニーズに応える事業を推進することで、地域社会の課題解決につながる活動や新規事業の創業・起業、共生社会の実現ができる人材育成の支援に取り組み、地域活性化に寄与

取組内容

- 連携開設科目の開設（令和6年度～）
- 共同研修事業としてFD又はSDを実施
教養教育を中心とし、各大学固有の専門性を生かした授業を提供
→各大学の教育の充実に取り組み、文理横断的な資質能力を身に付けた人材育成に貢献
→法人の事業に関連する教職員の能力及び事業の更なる高度化を図る

等

現在認定されている大学等連携推進法人

（一社）奈良先端医工科学連携機構 令和7年3月認定

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（奈良先端科学技術大学院大学）

公立大学法人奈良県立医科大学（奈良県立医科大学）

大学等連携推進業務の実施により、教育研究水準の向上、大学の機能強化に資するとともに、医学、工学及び関連諸科学の緊密な連携並びに共創の輪の拡大によるイノベーションの創出を通じて地域の発展に寄与

取組内容

- 学部教育及び大学院教育の充実
 - 連携開設科目の設置
 - 学生交流等の充実
- ICTを活用した奈良県のへき地医療への新しい取り組みとその全国展開
- 研究活動の活性化
 - 医学、工学及び関連諸科学の連携
 - 共創の輪の拡大によるイノベーションの創出
 - 両大学間における連携研究活動の一層の活性化

等

（一社）高等教育コンソーシアム宮崎 令和7年3月認定

宮崎大学

宮崎県立看護大学

宮崎公立大学

南九州大学

宮崎産業経営大学

宮崎国際大学

九州医療科学大学

南九州大学短期大学部

宮崎学園短期大学

都城工業高等専門学校

放送大学宮崎学習センター

宮崎県内の高等教育機関が相互に連携・協力し、県内高等教育全体の質的向上を推進することにより、地域の教育・学術研究の充実・発展を図るとともに、魅力ある高等教育づくりと活力ある地域づくりに貢献

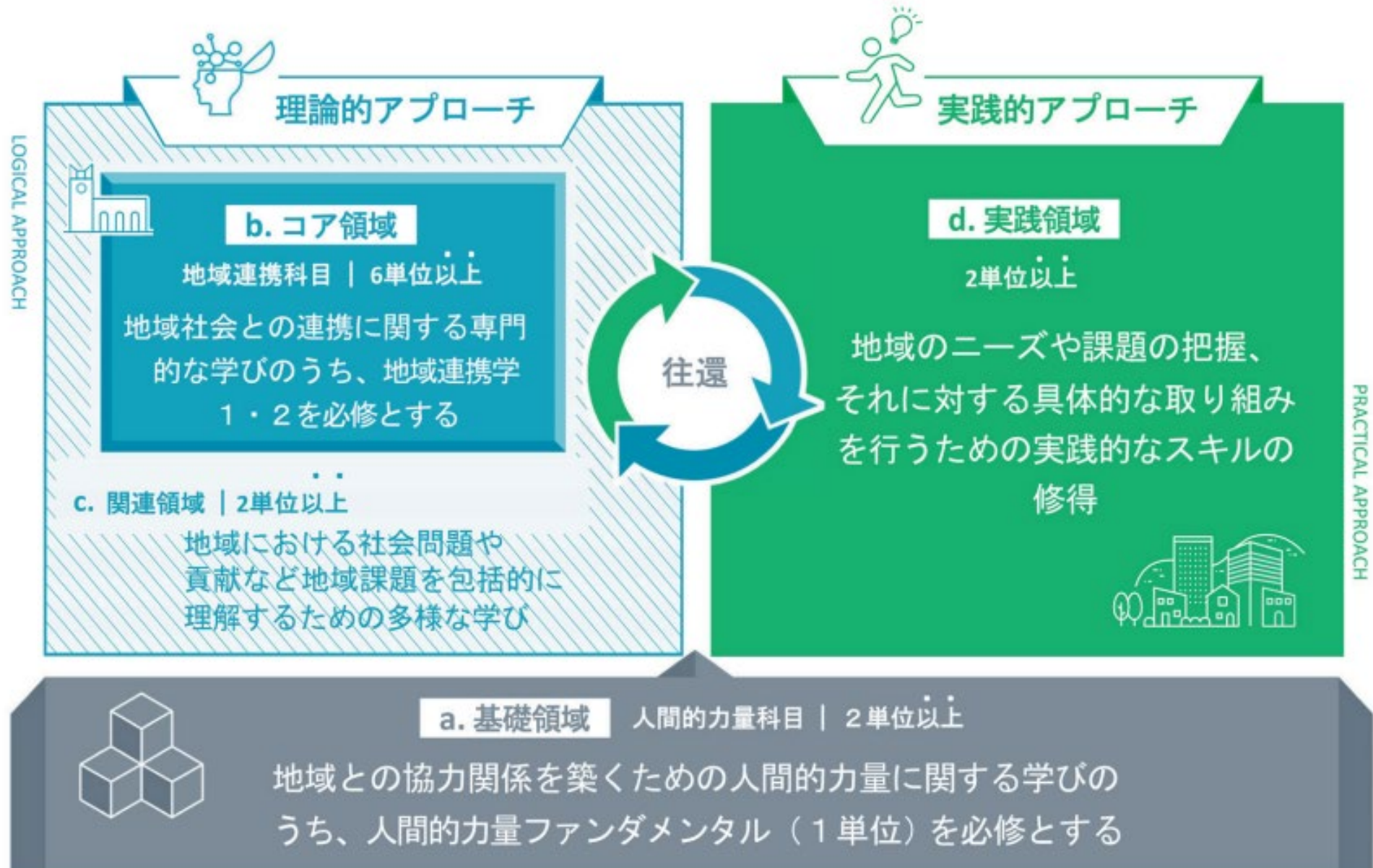
取組内容

- 連携開設科目の開設（令和7年度～）
 - 文理横断教育、データサイエンス教育、地域学
 - および地域課題に関するPBL教育等の充実
 - 宮崎の未来を切り拓く「未来共創人材」を育成
- FD活動・SD活動
- 学生の活動支援事業
 - 学生インターゼミナール、公募型卒業研究テーマ
- 初等中等教育・産業界との連携事業

等

地域連携・地域貢献に関する全学的なプログラムを実施している事例（早稲田大学）

○全学副専攻（地域連携・地域貢献）プログラム 修了必要単位：16単位



地方の大学や地方公共団体と連携している事例

岩手大学・立教大学・陸前高田市

- 陸前高田市の呼びかけに応じた岩手大学・立教大学の3者で「陸前高田グローバルキャンパス」を2015年に開設。
- 岩手大学は地元大学として持続可能な運営体制を構築、立教大学は震災前から正課外プログラム「林業体験」を同市で実施していたことを縁として陸前高田市を「重点支援地域」として指定、新たな教育プログラムや職員研修の実施に加え当該地域での学生サークル活動に対しても支援を実施。



- 自治体・地元大学・首都圏の大学の異なる立場の三者が協働し、**大学生が絶え間なく訪れる交流のまちを創出。**

開設4年で延べ17,221人の学生を受け入れている。



陸前高田グローバルキャンパスで岩手大・立教大合同で実施された「哲学カフェ」

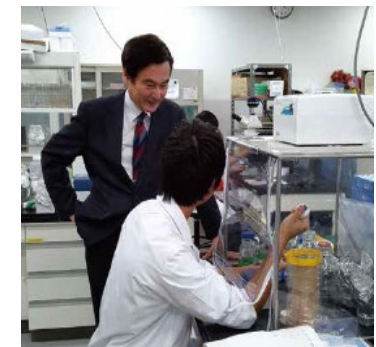
慶應義塾大学

「先端的な研究所」をあえて地方に

- 2001年に先端生命科学研究所（先端研）を山形県鶴岡市に設置。生命科学と情報科学を融合した、自由な研究風土の研究所。
- 地元の高校生も「特別研究生」として先端研で研究し、指導を受ける。



- **他の研究所や民間企業**も、先端研への研修生の派遣や、鶴岡市への研究拠点の設置を実施。
- 先端研からは新しい研究成果が続出。**研究から生まれた技術を生かしたベンチャー企業**も続々と誕生。
- 鶴岡市は**世界的に注目されるバイオサイエンスのメッカに。**



地域大学振興関連の令和 8 年度概算要求等

各大学の安定的・継続的な教育研究活動を支えつつ、ミッション実現に向けた改革等を推進

安定的・継続的な教育研究活動の支援



物価・人件費の上昇等を踏まえた教育研究基盤の維持

- ▶ 「骨太の方針2025」等を踏まえ、物価・人件費の上昇等が継続する中でも、各大学が、優秀な人材の確保や教育研究活動を実施するために必要な基幹経費を増額（620億円）



教育研究設備等の整備

- ▶ DX化を通じた業務効率化に資する設備や、老朽化が深刻な教育研究基盤設備の整備等を支援

ミッション実現に向けた改革等の推進



教育研究組織改革の取組に対する支援

- ▶ 国際頭脳循環や地域の人材育成等に向けた教育研究組織改革を支援



世界の学術フロンティアを先導する大規模プロジェクトの推進、共同利用・共同研究拠点の強化

- ▶ 人類未踏の研究課題に挑み、世界の学術研究を先導する大規模プロジェクトや、文部科学大臣が認定した共同利用・共同研究拠点の活動等を支援



成果を中心とする実績状況に基づく配分

- ▶ 各大学の行動変容や経営改善に向けた努力を促すため、教育研究活動の実績・成果等を客観的に評価し、その結果に基づく配分を実施

<参考：令和7年度予算の状況>

配分対象経費：1,000億円

配分率：75%～125%（指定国立大学法人は70%～130%）

経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2025

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

- 2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針 （3）公教育の再生・研究活動の活性化（研究の質を高める仕組みの構築）

物価上昇等も踏まえつつ運営費交付金……等の基盤的経費を確保する。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版

Ⅱ. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進

- 1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化 （1）官公需における価格転嫁策の強化
①労務費等の価格転嫁の徹底

官公需における適切な価格転嫁の実施に向けて、国・独立行政法人等と自治体の双方が必要となる予算を確保する。取り分け、義務的経費の物価上昇対応分については、概算要求段階を含む予算編成過程においての確な対応を行う。**国立大学法人運営費交付金についても、現場の実情を踏まえて適切に対応する。**

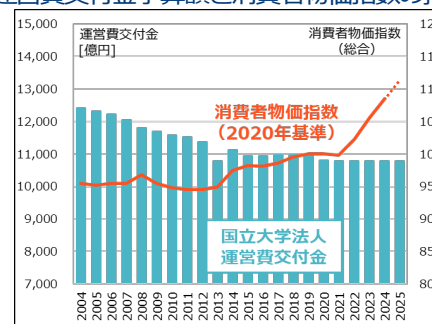
V. 科学技術・イノベーション力の強化

- 3. 大学等の高度な研究・教育と戦略的投資の好循環の実現

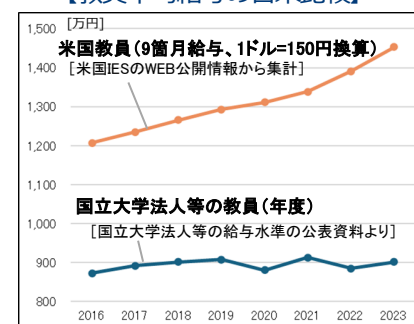
⑤ガバナンス強化と一体となった基盤的経費・競争的研究費の確保

大学を始めとした研究機関の戦略を実現する柔軟な資金配分、人事給与とマネジメント改革等の実施とあわせて、**近年の物価・人件費の上昇等も踏まえつつ……運営費交付金等の基盤的経費を確保する。**

【運営費交付金予算額と消費者物価指数の推移】



【教員平均給与の日米比較】



国立大学の経営改革構想を支援

（国立大学改革・研究基盤強化推進補助金）



国立大学経営改革促進事業

- ▶ ミッションを踏まえた強み・特色ある教育研究活動を通じて、先導的な経営改革に取り組む大学を支援
- ▶ 令和8年度においては、特に、地域の大学間連携や再編・統合等を見据え、法人経営の効率化、産学連携や教育研究活動の協働にも発展するシステム統合など、大学間の連携体制の構築を図る取組を支援



国立大学が実施する教育研究組織改革の取組例（令和8年度分）

＜地方創生＞

地域の中核として、大学の特色ある知的資源を最大限活用し、地域の課題解決やイノベーション創出に向けた地域のステークホルダーとの抜本的な連携・協働を通じて地方創生を強力に推進

金沢大学

能登里山里海未来創造センター★

能登の教育、医療、文化、産業の復興・再生に繋がる実証研究を基軸に、若手研究者の育成及び新たな社会モデルの構築と、実践的な教育をとおして高度な専門人材の育成を目指す。“人口減少を乗り越える地域の産業・まちづくり”を体系的な学問領域に昇華させ、様々な社会課題を乗り越える知の創出と人材の育成を図る。

群馬大学

統合研究戦略本部

研究推進や産学連携の機能とリソースを一元化し、知を結集した全学的な司令塔機能を担う「統合研究戦略本部」を新設し、研究マネジメント機能の強化や学際融合研究の推進による新しい学術を創出。自治体や地域産業との連携と大学の強みであるメディカル・マテリアル・モジュールの3分野をつなぐ協働を進展させることで地方創生や研究力向上にも貢献。

北海道国立大学機構

産学官金連携統合情報センター（IIC）★

法人統合した帯広畜産大学、小樽商科大学、北見工業大学の有機的な教育研究の融合、各分野の研究シーズの可視化・集約をする「産学官金連携統合情報センター（IIC）」において、三大学への指揮系統の明確化、北海道全域にわたる地域ニーズとのマッチングの強化、情報発信による営業機能の拡大を図ることで、広域な北海道内の地域間格差や人口減少、産業構造の多様性等の地域課題の解決に貢献。

鹿児島大学

奄美群島共創連携推進センター

サテライトキャンパスを奄美群島に整備し、中長期滞在型実践教育を通じて、離島へき地における地域医療・学校教育・社会教育や基幹産業である農業及び野生動物獣医療等分野の地方創生に関わる専門職人材を育成するとともに、高等教育機関不在地域における高等教育へのアクセス機会を確保し、若者の人生の選択肢や可能性を最大限引き出す。

秋田大学

未来人材共創機構（仮称）

我が国の高度専門人材の不足の課題に応えるべく、秋田大学の重点研究分野を県内の重点産業に連動させ、学部から博士課程、研究、地方創生まで一貫通貫した、一体的な教育研究体制を構築するために「未来人材共創機構」を設置し、学部入試改革を含めた大学院改組、県内公立大学との教育連携の推進、地元企業等との連携による奨学金支給の取組等により、博士人材を育成し、地域定着、地域産業の高度化・国際化を推進する。

三重大学

デジタル学際共創センター（仮称）

令和9年度設置予定のデジタルヘルス専攻に向けて、「デジタル学際共創センター」を設置し、医工連携による教育プログラムを開発する。更に、医療現場の課題解決に実践的に取り組むOPT型教育により、AIやデータサイエンスを活用できる人材を育成するとともに、デジタル化・情報化を発展させて学内外に教育・研究成果を展開し、分野横断型の大学院改革と地域・企業との連携を進める。

山梨大学

やまなし地域共創推進機構（仮称）

教育・研究・地域社会連携の三位一体による知の拠点「やまなし地域共創推進機構」を設置し、地域課題解決につながる教育プログラムの拡充等により、学生の県内定着や地域から要望のある人材の育成を図る。また、学外に「地域研究教育連携推進機構」の新設や既存のプラットフォームを発展させた「地域構想推進プラットフォーム」の構築を構想し、山梨県全体で地方創生を推進する基盤の形成を目指す。

※取組に★を付したものは、過去に採択した取組を令和8年度にさらに拡充するもの

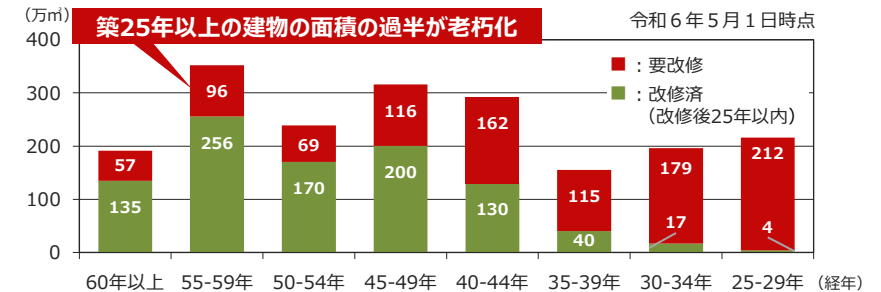
現状・課題

- 急速な少子化や生産年齢人口の減少による地域社会の疲弊や、気候変動等による大規模自然災害の激甚化・頻発化等、国立大学法人等には多様化・複雑化する社会的な課題に対応する「知と人材の集積拠点」としての役割が求められている。
- 一方、築25年以上の建物面積の過半が老朽化していることに加えて、昭和40～50年代に整備した膨大な施設の更新時期が到来し、安全面、機能面、経営面で大きな課題を抱えており、その対応が急務である。



安全面 老朽化による事故発生が頻発
機能面 スペース不足、教育研究機能の低下
経営面 エネルギーロス等による財政負担の増大

<国立大学法人等の経年別保有面積>



国立大学等施設の目指す方向性

「第6次国立大学法人等施設整備5か年計画（令和8～12年度）策定に向けた中間まとめ」より

地域と共に発展するキャンパス全体の イノベーション・コモンズ（共創拠点）の実装化

大学等の施設を活用し、産学官金等の有機的なつながりや共創活動を活性化することで、地域課題の解決や新産業の創出等、その成果を地域に還元

※イノベーション・コモンズ：キャンパス全体が有機的に連携し、ソフト・ハードの取組が一体となり、あらゆる分野、あらゆる場面で、あらゆるプレイヤーが「共創」することで、新たな価値を創造できる拠点



地域の防災拠点の実現

災害発生時、多様なステークホルダー等の安全確保や教育研究活動を継続するための耐災害性の強化
災害拠点病院や地域の避難所等としての防災機能の強化

事業内容

今後策定する「第6次国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づき、国立大学法人等施設の戦略的なリノベーション等を基本とした、キャンパス全体のイノベーション・コモンズ（共創拠点）の実現に向けた取組の更なる推進と、耐災害性等の強化による地域の防災拠点の実現を目指す。その際、物価高騰を踏まえたうえで必要な整備量の確保を目指す。

①耐災害性の強化

耐震対策・防災機能強化、老朽改善、ライフラインの計画的な更新



②イノベーション拠点の強化等

安全確保と併せた人材育成、先端研究、グローバル化等に貢献する施設整備、附属病院の再生



③カーボンニュートラルに向けた取組

老朽改修と同時にZEB化を推進するための先導モデル事業の実施、省エネの取組の加速化



改革の方針（令和7年8月29日 国立大学法人等の機能強化に向けた検討会）【概要】

1. 趣旨

- 法人化後の20年間は「失われた30年」とも言われる我が国の低成長期と重複。国全体がコストカット型経済に陥る中、国立大学法人等においてもコストカット型経営にならざるを得ず、諸外国との研究力の格差・財政基盤の格差が拡大。我が国の潜在力を活かし、「知・人への投資」の好循環を生み出していくことが必要
- 国立大学法人等は、国内外の社会が大きな転換期にあることを踏まえ、将来的な社会変化を見据え、未来に責任を持って改革を実行していくことが必要
- 国においては、第5期中期目標期間（R10～15年度）に向けた組織・業務や運営費交付金等の見直しを具体化するに当たっては、本「改革の方針」の方向性に沿って進めることを要請

2. 今後の国立大学法人等の機能強化に向けた改革の方向性

（1）2040年を見据えた機能強化の視点の明確化

【社会の大きな転換点における大学】

- AI、IoT等によるデジタル社会の到来
- グローバル化を経た複雑な国際環境
- 脱炭素といった地球規模課題の顕在化
- 少子高齢化の急速な進展 等
- 近時においては、国内外の社会状況の変動を背景に、学生や研究者の日常的な学びと研究の環境が急変する事情も顕在化

これからの20年がこれまでの20年と同じような環境には全くないということを念頭に、社会の大きな転換点にあるとの認識を持つことが必要

【国立大学法人等の全体としてのミッション】

- ① 不確実な社会を切り開く世界最高水準の研究の展開とイノベーションの牽引
- ② 変化する社会ニーズに応じた高度専門人材の育成
- ③ 地域社会を先導する人材の育成と地域産業の振興

【各国立大学法人等が機能強化を進めるに当たっての留意点】

- ステークホルダーとの対話を通じて、自らのミッションの明確化、機能強化の方向性、それらを検証する指標（KPI）を設定
- 期待される役割やミッションを一つの法人だけで果たそうとするのではなく、再編統合や連携等の視点を持つことが重要

（2）ガバナンスの抜本的強化

- 全関係者の意識改革を進めた上で、有する経営資源の棚卸し、機能強化の方向性に沿った経営資源の活用・充実に向けた経営戦略（財務戦略・人事戦略）の構築が必要
- 財務戦略については、法人内の資金の流れの一元的把握など財務状況の分析とともに、機能強化に沿った資産配分の最適化、施設マネジメントが必要
- 人事戦略については、機能強化に沿った人事給与マネジメントシステムの高度化、人事評価の見直し（論文のみによらない評価）、分担の見直し、人員体制の見直し（研究開発マネジメント人材等の専門人材の育成登用）等が必要
- それらの戦略を実行するマネジメント体制の構築が必要であり、CFOやプロボストの活用、経営と教学の分離、効果的な経営のモニタリング等が必要

（3）機能強化の方向性に沿った組織の見直し

- 日本人学部学生の規模の縮小は不可避。現在の学部の規模や組織の在り方についても立地地域の状況に留意しつつ、機能強化に沿った見直しが必要
- 大学院修了の標準化を視野に入れた見直しも期待。適切なコスト負担を考慮した上での多様な留学生の受入れの視点を持つことも必要
- 附属病院の詳細な経営状況の把握、経営改善、ステークホルダーとの対話と必要なリソースの分担を進めることが必要。附属学校についても、改めて役割を見直した上で、数、種類、規模の見直しが必要
- 一定の規模の確保、強みの更なる伸長という観点から統合・連携も有効。自治体をまたぐ場合には一法人複数大学や大学等連携推進法人の活用等も有効。産学連携などの一部機能の連携・統合の検討も必要

(4) 教育の質の向上に向けた取組

- 国内外からの多様な教職員の採用や学内システムの見直しなど国際化を推進。世界最高水準の研究の展開をミッションとする法人においては、研究者の処遇や教育・研究環境の高度な国際化が必要
- 世界最高水準の研究の展開をミッションとする法人においては、学部から大学院への学生定員や教員のシフト、他大学の学部学生を大学院で受入れ・育成していく形へと変革していくことを期待
- 地域における高等教育機会の確保に向け、国立大学は地域の公私立大学等と連携し、多様な教育プログラムの提供に寄与
- 教育コスト、教育を受けることの便益の可視化により、その負担や投資の意義について社会全体での理解を深めていくことが必要

(5) 研究力の強化に向けた取組

- 世界トップレベルの研究拠点としての役割が期待される法人においては、新たな芽となる挑戦的な研究領域へ積極的に参画を期待
- 若手研究者の育成・確保等に向け、PIへの登用など支援強化、処遇改善、挑戦的な環境を提供。諸外国からの優秀な人材の招へいも期待
- 大学共同利用機関について、共同利用・共同研究拠点や研究開発法人等との連携を含め、既存の枠組みを超えて機能強化を図っていくことが必要。世界最高水準の研究の展開をミッションとする法人においては、先端的な共用研究設備等と技術専門人材による共用拠点を形成し、全国ネットワークを構築していくことを期待
- 研究コスト、研究による便益の可視化により、共同研究先の企業等とその負担と投資の在り方の認識の共有を図ることが必要

3. 国立大学法人等への支援の考え方

(1) 社会情勢の変化を踏まえた運営費交付金等による支援

- 運営費交付金・施設整備費補助金は、法人化以降、各法人のミッションを安定的・継続的に支える基盤的な資金として機能
- 一方、足元の物価・賃金の上昇により実質的に目減りが生じている状況。我が国の知の拠点たる国立大学法人等の役割が果たせなくなるとの危機感

【第4期中期目標期間（R4～R9年度）中】

- 近年の物価・人件費の上昇等も踏まえつつ、運営費交付金・施設整備費補助金等の基盤的経費を着実に確保することが強く求められる
- 附属病院については、大学病院が担う教育・研究やその前提となる経営基盤の強化といった観点も含めて、緊急的に支援の検討が必要

【第5期中期目標期間（R10～15年度）に向けて】

- 各法人の改革を促進しつつ、ミッションや機能強化の方向性に沿った活動を安定的に支援していくことができるよう、運営費交付金の在り方を見直ししていくことが求められる

【運営費交付金の在り方の見直しに当たっての基本的な視点】

- ① 基盤的経費の配分額について中期目標期間中の見通しを立てやすい明快な配分ルールを構築すること
- ② 各法人が掲げるミッションや機能強化の方向性に応じた取組の成果について、指標等を基に何らかのインセンティブを持たせる仕組みを入れること
- ③ 最低限必要と考えられる教育研究をベースとした経費については、社会経済の状況の変化に左右されず活動できるよう、物価等の変動に対応させる観点も含め、安定性をより向上させた仕組みとすること

(2) 地域社会を先導する人材の育成と地域産業の振興を行う国立大学への支援

- 学部学生定員について、都市から地方へと人の流れを変えていくという視点も重要
- 地域構想推進プラットフォームにおける中心的役割や、地域における新しい産業を育成していく核としての役割に配慮した支援
- 附属病院の支援に当たっては、地域医療提供体制における役割等も考慮

(3) 大学の機能強化を促進するための施策

- 機関等向け競争的研究費について、採択条件・配分の仕組み等において改革を促す仕組みを構築
- 基盤的経費と競争的研究費の役割を踏まえたファンディングの在り方の見直し
- 法人自らが有する知の高付加価値化を行うに当たって必要となる規制の見直し

(4) 政府を挙げた大学支援策の検討

- 高等教育等への投資を高めていくことが求められ、文部科学省だけでなく、政策目的に照らし、政府全体で国立大学法人等を支える視点が必要
- 文部科学省から各府省に対して、国立大学法人等に関する有用な情報の共有を積極的に実施
- 政府内のみならず、自治体や産業界等から国立大学法人等への投資を促進

私立大学等経常費補助

3,124億円 (2,979億円)

約8割の学生が在学し、社会の各分野において活躍する専門人材を数多く輩出している私立大学等に対して、教育条件の維持向上等を図るとともに、改革に取り組む私立大学等を重点的に支援

(1) 一般補助 2,884億円 (2,773億円)

私立大学等の教育研究に係る経常的経費を支援

- 物価上昇等を踏まえた**教育研究基盤の維持・強化に必要な支援**
- 地域経済の担い手やエッセンシャルワーカーの育成等を行う**地方中小規模大学等**や日本の産業を支える**理工農系人材の育成等を行う大学等**への**重点支援**
- 教育研究の質の向上に向けたST比**（専任教員一人あたり学生数）に係るメリハリある配分の強化

(2) 特別補助 241億円 (207億円)

特色・強みを活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援

- イノベーション創出に向けた教育研究環境整備支援 30億円 (新規)**
科学技術・イノベーション人材の育成強化を図るため、研究力の高い私立大学等への施設・設備整備費と経常費の一体的かつ重点的な支援により、最先端の「知」を生み出し、日本の競争力を高める拠点機能を強化 ※別途、施設・設備整備費として21億円を計上
- 大学院の機能の高度化等 125億円 (116億円)**
若手研究者の積極的な確保等に向けた大学院の機能強化への支援の充実
- 少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援等 29億円 (25億円)** + 一般補助の内数
教育研究面の構造転換や大学連携等を通じた経営改革支援等により、将来を見据えたチャレンジや連携・統合、縮小・撤退に向けた支援の充実
- 私立大学等改革総合支援事業 103億円 (103億円)** (一般補助 + 特別補助)
特色ある教育研究の推進や地域社会への貢献、社会実装の推進など、自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を支援

私立高等学校等経常費助成費等補助 1,050億円 (1,003億円)

私立高等学校等の教育条件の維持向上等を図るとともに、自主性に基づく特色ある質の高い教育を充実するため、都道府県による私立高等学校等の経常的経費への助成を支援

(1) 一般補助 860億円 (833億円)

都道府県による私立高等学校等の経常的経費への助成を支援

- 物価上昇等を踏まえ**幼児児童生徒1人当たり単価の増額**
- 継続的な賃上げや**幼児教育の質の向上のための処遇改善**

(2) 特別補助 150億円 (137億円)

都道府県による私立高等学校等の特色ある取組への助成を支援

- 教育の質の向上を図る学校支援経費 25億円 (18億円)**
次世代を担う人材育成の促進、教育相談体制の整備、特別支援教育に係る活動の充実等、教育の質の向上に取り組む私立学校を支援することにより、教員の働き方改革や多様な児童生徒等の教育機会の確保を推進
- 子育て支援推進経費 40億円 (38億円)**
子ども・子育て支援の更なる質の向上を図るとともに、多様な保育の受け皿を拡充
- 幼稚園等特別支援教育経費 80億円 (77億円)**
幼稚園等における特別支援教育の充実

(3) 特別支援学校等への支援 40億円 (33億円)

- 物価上昇等を踏まえ**幼児児童生徒1人当たり単価の増額**

私立学校施設・設備の整備の推進 351億円 (91億円) + 事項要求

(1) 安全・安心な教育環境の実現 123億円 (45億円) (国土強靱化関係は事項要求)

- 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく**非構造部材や構造体の耐震対策、避難所機能の強化等の防災機能強化**を重点支援

注：上記ほか耐震化・施設の建替え等の融資事業を実施 事業規模600億円(うち財政融資資金 288億円)

(2) 私立大学等の教育研究基盤の向上 126億円 (23億円)

- イノベーション創出に向けた教育研究環境整備支援 21億円 (新規)**
- 私立大学等の**教育研究基盤(装置・設備・施設)の充実・強化**
基盤的な教育研究設備の充実を図りつつ、日本の産業を支える理工農系人材の育成に必要な研究設備への重点支援

(3) 私立高等学校等の教育DXの推進 25億円 (22億円)

- ICT教育設備・校内LANの整備**を支援することにより、各私立学校の特色を活かした個別最適な学び・協働的な学びを実現

(4) 持続可能な教育環境の実現 76億円 (1億円)

- 熱中症による事故を防止するため**空調設備の整備**を推進
- 光熱費高騰等に対応するため省エネルギー化を加速
(照明設備のLED化・空調設備の高効率化)



事業内容

- ✓ 約8割の学生が在学し、エッセンシャルワーカーや産業人材等の育成、国際競争力強化に資する研究振興、地域創生など様々な観点で重要な役割を果たす私立大学等に対して、教育条件の維持向上、学生の修学上の経済的負担の軽減、経営の健全性の向上を図るとともに、私学の特色を活かして効果的で質の高い教育研究に取り組む私立大学等を重点的に支援。
- ✓ 「2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議」の中間まとめを踏まえ、「地域から必要とされる人材育成を担う地方大学」、「日本の競争力を高める教育研究を担う大学」等を重点的に支援。

一般補助

2,884億円 (2,773億円)

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援。客観的指標に基づくメリハリある資金配分により、私立大学等の機能や成果に応じ重点配分。

- 物価上昇等を踏まえた教育研究経常費に係る単価の改善
- 地域経済の担い手やエッセンシャルワーカーの育成等を行う地方中小規模大学等への重点支援 (教育研究経常費に係る単価の改善)
- 日本の産業を支える理工農系人材の育成を行う大学等への重点支援 (教育研究経常費に係る単価の改善)
- 教育研究の質の向上に向けたST比(専任教員一人あたり学生数)に係るメリハリある配分の強化

補助基準額の算定

専任教職員給与費、非常勤教職員給与費、教育研究経常費等により、補助基準額を算定。

算定された補助基準額を客観的指標に基づき傾斜配分

- ①教育条件、②財政状況、③情報公開、④教育の質に係る項目に基づきメリハリある配分。

特別補助

241億円 (207億円)

各大学の特色・強みを活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援。

- イノベーション創出に向けた教育研究環境整備支援 30億円 (新規)
科学技術・イノベーション人材の育成強化を図るため、研究力の高い私立大学等への施設・設備整備費と経常費の一体的かつ重点的な支援により、最先端の「知」を生み出し、日本の競争力を高める拠点機能を強化
※別途、施設・設備整備費として21億円を計上
- 大学院の機能の高度化等 125億円(116億円)
若手研究者の積極的な確保等に向けた大学院の機能強化への支援の充実

時代と社会の変化を乗り越えるレジリエントな私立大学等への転換支援パッケージ

- 少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援等
29億円 (25億円) + 一般補助の内数
・少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援
27億円 (24億円) (一般補助+特別補助)
- ・私学経営DXの推進を通じた「アウトリーチ型支援」2億円 (1億円) (特別補助)
※この他、成長分野等への組織転換促進や定員規模適正化に係る経営判断を支えるための支援を一般補助の内数で支援
- 私立大学等改革総合支援事業 103億円 (103億円) (一般補助+特別補助)
特色ある教育研究の推進や地域社会への貢献、社会実装の推進など、自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を支援

- 成長力強化に貢献する質の高い教育 5億円 (14億円)
- 大学等の国際交流の基盤整備への支援 19億円 (19億円)
- 社会人の組織的な受け入れへの支援 2億円 (2億円)

I 私立大学を取り巻く環境

①大学進学者数の激減

大学進学者数推計 62.7万人 ▶ 59.0万人 ▶ 46.0万人 (約27%減)
(出生低位・死亡低位) (2021) (2035) (2040)

相当数の法人が縮小や撤退を余儀なくされることを
覚悟しなければならない

②大学分布の偏在

「地方」に立地する私立大学 ◀ ほとんどが**小規模**
(首都圏整備法既成市街地等・政令指定都市以外)

地方の人口減少の影響も考慮すると、**地方の小規模
私立大学から撤退する可能性**

③私立大学の分野別学生比率の偏り

人文科学 14.9% 社会科学35.9% ⇔ **理学2.3% 工学12.0% 農学2.1%**

我が国の理工系入学者の割合は諸外国に比べても低
く、OECD平均よりも大幅に低い状況

II 今後の私立大学振興の基本的な考え方（機能や成果に応じた国の支援の強化）

学部学生の約8割の教育を担うとともに、エッセンシャルワーカーや産業人材等の育成、国際競争力強化に資する研究振興、地域創生など様々な観点で重要な役割を果たす**私立大学の教育研究の充実**は、「**知の総和**」の向上に資するとともに、**経済社会・国民生活の向上にも貢献**。このため、**基盤的経費をはじめとする支援の拡充は不可欠**。

一方、従来の私学助成について一律の配分から、以下のような**観点に応じたメリハリ・重点化への転換**を図る。

①**地方において、地域ニーズに応え、地域経済の担い手となる人材の輩出**

③**国際競争力の強化に資する研究環境の充実**

②**教師、保育士、看護師等のエッセンシャルワーカーの養成**

④**日本の産業を支える理工農系分野における人材の育成**

⑤**大学の教育研究の質の向上に向けた取組**

このような基本的考え方や高等教育の**規模の適正化**の観点から、時間軸をもちながら、3つの**施策の方向性の転換**を図る。

1. 地域から必要とされる人材育成を担う地方大学の重点支援への転換

(1)自治体・産業界等との連携推進（地域経済の担い手やエッセンシャルワーカー育成支援等）

- 地域の高等教育機関、地方公共団体、産業界など関係者による連携強化・プラットフォームの構築や、それぞれの協力による人材育成に係る取組への支援
- 地域の人材需要や産業ニーズ等に応じた教育研究を行う私立大学に対する私学助成のメリハリ・重点化

(2)大学間の連携推進

- 大学間連携によるオンライン授業をはじめとした開設科目の相互補完の円滑化や、事務の共同化を通じた効率化

2. 日本の競争力を高める教育研究を担う大学の重点支援への転換

(1)国際競争力の向上に向けた私立大学の研究力強化

- 最先端科学技術立国の実現を目指し、研究力の高い私立大学が国際的にも研究力で競い合える拠点となること等に向けた施設設備整備と人件費等の基盤的経費を一体的かつ集中的に支援する枠組みの構築
- 優秀な研究者を確保するための高額給与支給に係る私学助成の減額の仕組みの見直し

(2)日本の産業を支える理工農系人材の育成

- 理工農系分野の学部教育の研究費支出が多い傾向にあることを踏まえた教育研究環境の充実に向けた、産官による重点的な支援

3. 再編・統合等による規模の適正化に向けた私立大学の経営改革強化への転換

(1)経営指導の強化等（リスクが高い学校法人への指導強化（指導対象法人の拡大（100校程度）等））

(2)学校法人間の連携・合併、円滑な撤退に向けた支援等（撤退に向けた伴走支援のための私学事業団における専門家チームの設置等）

(3)学部等新設の厳格化（スクラップ・アンド・ビルド、再編・統合の推進に向けた見直し等）

大学・高専機能強化支援事業

(成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金)

令和8年度要求・要望額 9億円
(新規)
※令和4年度第2次補正予算額 3,002億円

事業実績・成果

- これまで3回の公募により、合計261件を選定 合計約2.2万人(※)の理系分野の入学定員増
⇒ 地方大学を中心に全国的な成長分野に係る定員の増加に寄与

現状・課題

- 少子高齢化に加え、2040年には、生産年齢人口の減少による働き手不足により、我が国の社会経済構造は大きく転換。
- 一方で、今後求められる理系人材を輩出する理系学部定員が未だ少ない状況。
- 特に、定員のボリュームゾーンである大都市圏の大規模大学における理系転換が求められるが、現状の基金事業では十分には対応できていない課題もあり、進んでいない状況。(主な課題：理系学部設置のための高額な施設・設備投資や土地確保、教員確保(人件費含む)、受験生確保、文系学部の規模・質の適正化等)
- 成長分野における即戦力となる人材育成を行う高専について、公立高専の新設の動きもある状況。

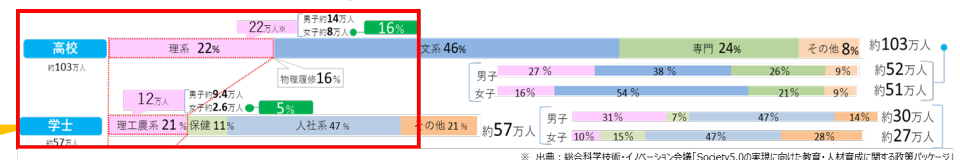
(例)桃山学院大学
工学部地域連携DX学科
(令和8年度改組予定)
※学部名は基金申請時のもの



<2040年における就業構造の推計>



<理系学部定員の少なさ>



将来の社会・産業構造変化を見据え、大規模大学を含めて、成長分野への学部等転換を一層強力に推進

取組内容

① 学部再編等による特定成長分野(デジタル・グリーン等)への転換等(支援1)

- 支援対象：私立・公立の大学の学部・学科(理工農の学位分野が対象) ※原則8年以内(最長10年)支援
- 支援内容：①「成長分野転換枠」(継続分)・学部再編等に必要な経費20億円程度まで(定額補助)
- ②「大規模文理横断転換枠」【新設】 大規模大学を含め、文理横断の学部再編等を対象にした支援枠を新設
 - ・施設設備等の上限額を引き上げるとともに、支援対象経費に「新設理系学部の教員人件費」、「土地取得費」、「定員減の文系学部の質向上支援(例：ST比改善支援等)」等を追加
 - ・高校改革を行う自治体、DX/ハイスクール・SSHとの継続的な連携や、大学院の設置・拡充、産業界との連携実施の場合に上限額・助成率引き上げ
 - ・理系・文系学部の定員増減数、収容定員の理系比率、教育課程や入学者選抜における工夫等の要件・確認を実施
- 受付期間：令和14年度まで

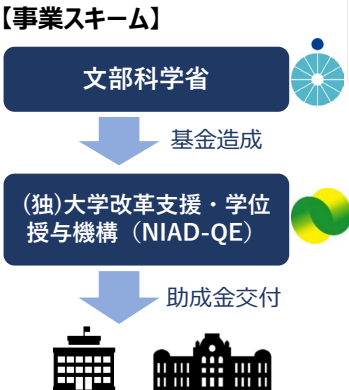
② 高度情報専門人材の確保に向けた機能強化(支援2)

※国公立の高専(情報系分野)を対象に、受付期間を原則令和10年度まで延長(支援内容は原則継続(10億円程度まで(定額補助)、最長10年支援等))

期待される効果

大規模大学の学部再編等も契機にしつつ、我が国の大学等の文理分断からの脱却を含む成長分野への組織転換を図ることで、社会経済構造の変化に対応できる人材を育成・輩出し、一人一人の豊かさや我が国の国際競争力の向上、新たな価値の創造等に資する

(担当：高等教育局専門教育課)



現状・課題

- 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和7年6月4日施行）をはじめ、我が国として、様々な場面での生成AIやロボットの積極的な利活用を推進しており、文系理系問わず、一定の素養を有した人材の確保・育成が急務
- 経済産業省が推計した2040年の就業構造を踏まえると、AIやロボットを適切に活用できる人材の不足が見込まれる中、**高等教育機関においても産業界に適切な規模で人材を輩出するために、文系学生に理系的素養を身に付ける教育の質的な変換を加速化**していくことが必要
- 数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度により、全国の大学において、様々なデータやAIを活用するための素養を身に付ける環境は整ってきたが、**プログラムの履修率・修了率の向上や、急速な技術革新や社会の変容に適切に対応できる人材を輩出するための教育の質的な向上が課題**。

< 2040年における就業構造の推計 >



< 数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度 >

リテラシーレベル (2021年度～)	応用基礎レベル (2022年度～)
学生の数理・データサイエンス・AIへの関心を高め、適切に理解し活用する基礎的な能力を育成 認定数：592件（2025年8月時点） ※1学年あたりの受講可能な学生数：約55万人（2025年度目標：50万人/年）	数理・データサイエンス・AIを活用して課題を解決するための実践的な能力を育成 認定数：366件（2025年8月時点） ※1学年あたりの受講可能な学生数：約25万人（2025年度目標：25万人/年）

各大学で実施している数理・データサイエンス・AI教育の高度化を通じて、文系学生も含めて様々な職種で活躍できる教育の質的な転換を図る

事業内容

- 文系学部も含めた各学部の教育カリキュラムに、数理・データサイエンス・AI教育プログラムを卒業要件上必須と位置付ける教育改革を進める大学において、プログラムの構成内容や大学の規模感等を踏まえつつ、改革を推進するための必要な環境整備を実施
- 選定大学においては、教育改革に伴う課題や必修化に伴って、学生の身に付けた能力や進路状況を検証し、他大学においても導入可能な教育モデル等を作成し、横展開を図る

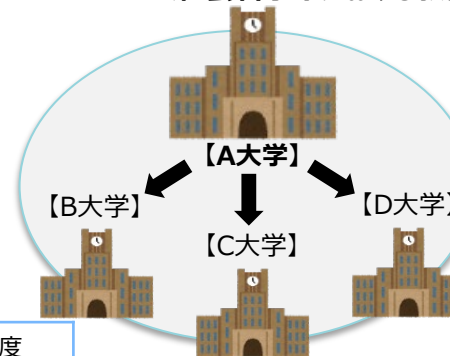
事業実施期間 令和8年度～令和12年度（予定） 件数・単価 5拠点 × 0.8～1億円程度

期待される効果

選定大学を中心に、専門分野に応じて数理・データサイエンス・AI教育が必修化されたカリキュラムを形成し、文系学生も含めてこれらの実践的な能力を有した人材を育成・輩出

併せて、数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度を通じて、全学での応用基礎レベルの認定を行うことで、大学の取組を後押し

< 社会科学系における教育モデルの展開イメージ >



【A大学におけるプログラム構成科目】

基礎科目	データ・AIリテラシー (2単位)
	数学・統計学基礎 (2単位)
発展科目	生成AI活用 (2単位)
	サイバーセキュリティ入門 (2単位)
	データサイエンス演習 (1単位)
	ビックデータ分析 (1単位)
	統計学演習 (1単位)

半導体人材育成拠点形成事業

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

7億円
6億円)



現状・課題

- ✓ 半導体は、GX・DXの進展の中で世界的に需要が拡大し、経済安全保障面でも戦略的に重要となる一方、**関連人材が各層で不足**している。
- ✓ 大学等では、過去の半導体産業の停滞等に伴い、**最先端の半導体技術や動向に通じ、実践的な教育が出来る教員の不足**や、**体系的な半導体教育の実施が難しい**などの課題がある。
- ✓ また、設計・製造等に係る技術が高度化し、AIや自動運転など新たな利用が広がる中で、各々の専門分野を持ちながら、**半導体製造の一連のプロセスやユースケース等の俯瞰力を備えた高度な人材の育成**も重要となっている。

事業内容

次世代の高度人材や基盤人材の持続的な育成に向け、各大学等の特色や地域性等を踏まえつつ、ネットワークを活かした教育プログラムの展開など、産学協働の実践的な教育体制を構築

- 半導体産業に係る地域性や大学等における半導体教育の強み・特色（試作・設計環境等）を踏まえ、**全国に半導体人材育成拠点を形成**。
- **運営拠点校**（幹事校）を中心に、標準的に学ぶべき半導体コアコンピテンシーや地域共通の教育プログラムのフレームワーク等を作成。【主に経産省やLSTC等との連携】
- **地域の拠点校**では、上記の共通的なフレームワーク等をもとに、地域の産業界等の人材ニーズを踏まえ、**域内の複数大学等が参画する連携型教育プログラムを推進**。
【主に地域の産業界や半導体人材育成コンソーシアム、半導体基盤プラットフォーム等との連携】
- 令和8年度は、新たに**全国的に活用する試作実習の環境整備や教材・コンテンツの共有化、国際的な連携体制の構築等、全国で共通して必要となる教育環境の整備等を行い、オールジャパンとしての教育体制を強化**。

【令和7年度選定】

事業実施期間 令和7年度～令和11年度（予定）

件数・単価 7拠点程度 × 0.6～1億円程度

【令和8年度拡充分】

事業実施期間 令和8年度～令和11年度（予定）

件数・単価 3拠点程度 × 0.3億円程度

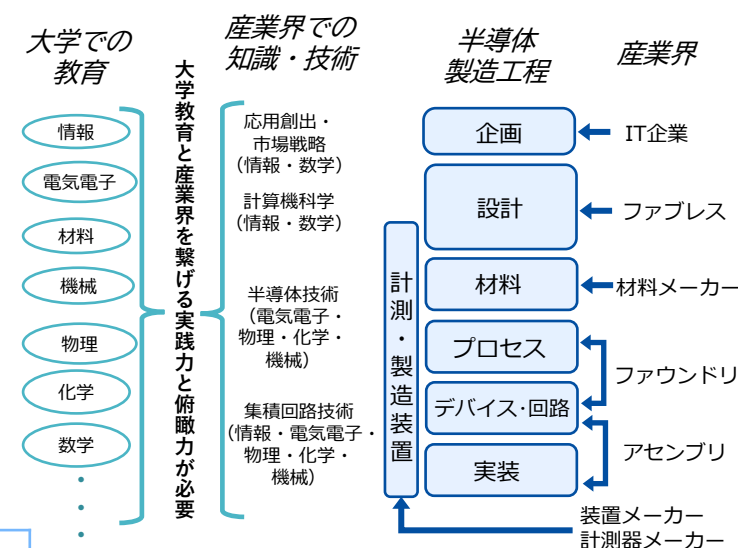
● JEITAの示した今後10年間の半導体人材の必要数（人）

北海道・東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州	合計
6,000	12,000	6,000	4,000	3,000	12,000	43,000

● 九州における半導体人材の調査結果（2023年度）

- ・ 九州地域における工業高校～大学院の新卒輩出数のうち**理工系人材は約27,000人**
- ・ そのうち、九州域外を含め**半導体企業に就職したのは約2,400人**（理工系人材全体の約9%）
- ・ 一方で、九州地域の半導体企業における**人材需要は約3,400人**

「九州半導体人材育成等コンソーシアム」資料より



(担当：高等教育局専門教育課)

産学連携リ・スキリング・エコシステム構築事業

令和8年度要求・要望額（新規） 23億円



Reskilling Ecosystem For Revitalizing Economy and Sustainable Human capital (REFRESH)

背景	課題	解決策
- 地方創生や産業成長のためには、「リ・スキリングなどの人的資源への最大限の投資が不可欠」（令和6年10月4日施政方針演説） - VUCAの時代に必要とされるスキルは、資格や検定を超えた「分野横断的知識・能力」「理論と実践の融合」等であり、リカレント教育を大学等の責務として行う必要 - 大学等に優位性があり、企業ニーズも高い12領域を大学や企業への調査により特定（令和6年度リカレント教育による新時代の産学協働体制構築に向けた調査研究事業）	- 地方の経営者に加え、アドバンスト・エッセンシャルワーカー、就職氷河期世代等の幅広い労働者のリ・スキリングニーズ 処遇改善につながるリ・スキリングニーズ	地域・企業の人材ニーズに応えるリ・スキリングプログラムの拡充 アドバンストエッセンシャルワーカー等を対象とした、戦略的人材育成 企業における学びの成果の処遇反映に向けた仕組み構築

令和6年度補正予算事業の成果	令和8年度	令和9～11年度
■ 補助金 メニュー①:地方創生 産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業 メニュー②:産業成長 リカレント教育による新時代の産学協働体制構築事業 	■ 大学におけるリ・スキリング講座の開発（補助金18.8億円） 地方創生 4千万円 × 25 所 産業成長 4千万円 × 22 所 <現下の課題に対応した教育プログラム開発> 【個人】・アドバンストエッセンシャルワーカー育成 ・就職氷河期世代支援 ・参加しやすいオンラインプログラム構築 【企業】・スキルの可視化や正当な評価による処遇改善 ・産業構造審議会などで示される新たな人材需要への対応 【大学】・全学的経営改革（教員のインセンティブ向上、事務体制強化、修士課程への接続等）	■ 目指す状態：【地方創生と産業成長】 【個人】 ・働きながら学ぶ社会人の増加 ・リ・スキリングによる処遇改善 【企業】 ・リ・スキリングを積極的に活用し、輩出した人材が活躍 【大学】 ・自走化に向け、リ・スキリングプログラムの収益化、定着 ・コーディネーター人材の育成、確保 リ・スキリングによる 地方創生・産業成長・処遇改善 
■ 委託費 - メニュー②採択大学への伴走支援 - 事業成果広報周知 等	■ 伴走支援等（委託費4.2億円） ・コーディネーター人材確保・育成のための調査・広報 ・企業のスキルセット構築、リ・スキリングプログラムとの連携支援 ・採択大学への伴走支援 等	
KPI【地方創生】（累積） 1,000人 KPI【産業成長】（累積） 3,000人	2,000人 6,000人	5,000人(令和11年度終了時) 15,000人(令和11年度終了時)

経済財政運営と改革の基本方針2025

- 産学協働によるリ・スキリングプログラムについて、毎年約3,000人が修得できるよう、提供拠点・プログラムを拡充する。

新しい資本主義実行基本計画2025

- 労働者のリ・スキリングによる最先端の知識・技能の修得（2029年まで毎年約3,000人以上）や、地方の経営者等の能力構築（2029年までに約5,000人）に向け、大学等が中心となり自治体や産業界等との協働による実践的な教育プログラムの開発を支援する。
- アドバンスト・エッセンシャルワーカー（略）の育成や、AI等の技術トレンドを踏まえた幅広い労働者のリ・スキリング（略）を通じ、（略）労働者個人が、自らの意思に基づき、活躍できる環境を整備する。

就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組みについて」

- 大学・専門学校において、就職氷河期世代等に対し、企業が受講者の処遇改善にコミットした講座や資格取得など処遇改善につながる講座を、働きながら受講しやすい週末・夜間等を含めて拡充

背景・課題

- 将来の不確実性や知識集約型社会に対応したイノベーション・エコシステムを産学官の共創（産学官共創）により構築するため、**産学官民などの多様なステークホルダーを巻き込み将来ビジョンを策定・共有し、その実現に向かって取り組むことが必要。**
- 経済が厳しい状況にある中、**国が重点的に支援し、大学等を中核とした組織対組織の本格的な共同研究開発の推進と環境づくりを進めることが重要。**
- 特に、地域における科学技術イノベーションが重要であることに鑑み、**イノベーション・エコシステムの形成を将来にわたり主導していく人材の育成が必要。**

事業内容

- 国連の持続可能な開発目標（SDGs）に基づく未来のありたい社会像を拠点ビジョンとして掲げ、その達成に向けた、①バックキャストによるイノベーションに資する研究開発と、②自立的・持続的な拠点形成が可能な産学官共創システムの構築**をパッケージで推進。
- 本事業が、「**地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ**」において、**大学の強み・特色を伸ばすための中核的な事業に位置付けられていること等**を踏まえ、研究大学の抜本的な機能強化に向けて、大学の可能性を最大限引き出す**産学官共創拠点を拡充。**
- （未来共創分野）令和8年度も引き続き、地域の未来に向けて解決すべき課題の深掘り、課題解決プロセスの練り上げ、それらを踏まえた研究開発を重点支援**することで、①課題解決に寄与するグローバル水準の研究成果とイノベーションの創出、②産学官共創をけん引する研究者の育成及び拠点の機能強化を推進。

【経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）抄】

・官民連携による、先端大型研究施設の戦略的な整備・共用・高度化の推進や、高度専門人材の育成・確保、博士課程学生や若手研究者の安定ポスト確保による処遇向上、**産学官の共創の場の形成**、大学病院における教育・研究・診療機能の質の担保に向けた医師の働き方改革の推進などによる研究環境の確保により、我が国の研究力を維持・強化する。

【統合イノベーション戦略2025（令和7年6月6日閣議決定）抄】

・地域における産学官共創やスタートアップ創出を強化していくため、**地域の大学を中心として、地域の課題解決に若手研究者が貢献していく産学官共創の場の形成を進める。**

【地方創生 2.0 基本構想（令和7年6月13日閣議決定）抄】

・地方におけるオープンイノベーションの促進や産学官連携の更なる強化のため、従来のイノベーション拠点整備の取組を強化する。具体的には、**地方大学や国立研究開発法人等の産官学の連携拠点・地方創生型共創拠点を強化**するとともに、地方大学、大学共同利用機関等に自動化・自律化・遠隔化等の機能を有する先端研究設備等の共用拠点を整備しネットワークを構築する。また、**これらを活用した産学官連携や技術実証を後押しするため、若手研究者が各地域で中心になり革新的・挑戦的な研究に取り組む共創のプログラムなどを推進する。**



共創分野・ 地域共創分野・ 政策重点分野	①大学等を中心とし、国・グローバルレベルの社会課題解決を目指す国際的水準の拠点（共創分野）、②国の重点戦略を踏まえた拠点（政策重点分野）、③地域大学等を中心とし、地方自治体、企業等とのパートナーシップによる、地域の社会課題解決や地域経済の発展を目的とした拠点（地域共創分野）について、価値創造のバックキャスト研究開発と持続的なシステム構築を推進。	支援規模：～4億円/年 支援期間：最長10年度 支援件数：38拠点程度 ※R8年度 新規採択なし
未来共創分野	地域の未来に向けて解決すべき課題の深掘り、課題解決プロセスの練り上げ、産学官共創をけん引する独創的・挑戦的な若手研究者によるチーム構想の磨き上げ等を重点支援。※ ※ フェーズ1の支援期間終了後、本格的な研究開発（最大5年度）を想定	支援規模：37百万円/年 支援期間：2年度（フェーズ1） 支援件数：10拠点程度 ※R8年度 新規採択7拠点程度

産学官連携の
プラットフォーム型
推進
イノベーションの
形成・

(令和7年8月時点)

※未来共創分野・フェーズ1：3拠点程度
採択予定

政策重点
分野 6

点程度
予定



大学病院経営基盤強化推進事業

令和8年度要求・要望額

60億円
(新規)



現状・課題

大学病院は昨今の物価や人件費等の高騰の影響を受けて、コロナ禍以前より続いていた増収減益傾向が一層強まっており、令和7年7月に国立大学病院長会議が実施した記者会見では、令和6年度の国立大学病院は**法人化後最大の285億円の赤字**となる等、極めて厳しい状況に置かれており、このままでは大学病院が潰れてしまうとの危機感も示された。

大学病院が担う**医師の養成**と地域への輩出や、新しい**医療を創出するための研究**、他の病院では実施できない**高度医療などの機能を低下**させ、大学病院のみならず、**社会全体に悪影響を与えかねない事態**にある。

大学病院は地域医療を支える人材と技術の拠点として、最先端の医療設備の整備を含め、教育・研究機能の更なる充実・強化が求められているが、そのためには、**増収減益の経営から脱却し大学病院改革プラン等に基づき病院運営の構造転換を図るとともに、その前提となる経営基盤を強化することが必要**である。

事業内容

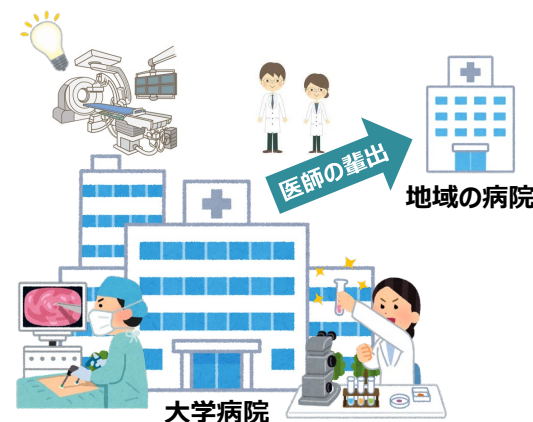
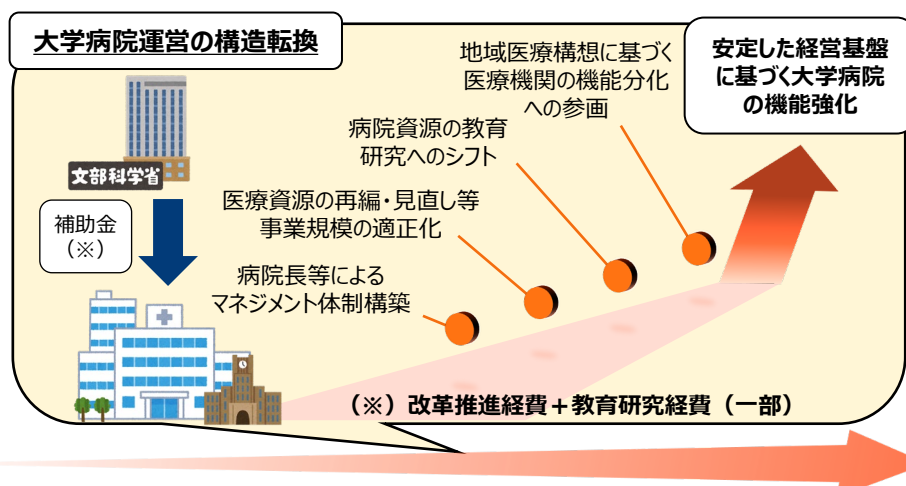
事業規模の適正化と教育研究へのシフト、マネジメント体制の構築等の**病院運営の構造転換を図る大学病院に対し、診療報酬では補填されていない、教育・研究に必要となる経費（医療設備を含む）の一部を支援し、経営基盤を強化**することにより地域医療を支える**大学病院の機能強化に貢献**。

件数・単価	50箇所×約1.2億円	交付先	医学部を置く国公立大学
事業実施期間	令和8年～令和11年（予定）		

【事業イメージ】



- 増収減益と経費上昇による赤字構造、経営危機
- 医学生の臨床実習等の教育負担の増加
- 診療エフォートの増加と研究時間・環境低下
- 処遇を要因とする医療人材の不足



経営基盤の強化により、大学病院が実施する教育・研究を維持・充実へ

アウトプット（活動目標）

- 50の大学病院において、運営の構造転換等の改革を実施

短期アウトカム（成果目標）

- 大学病院全体の経常損益の改善
- 教育研究エフォートの増加

長期アウトカム（成果目標）

- 大学病院の教育・研究機能の高度化
- 大学病院による高度医療や地域医療への貢献

(担当：高等教育局医学教育課)

大学病院の経営基盤強化

大学病院は物価や人件費等の高騰を受けて、令和6年度大学病院全体では**500億円超の赤字**となる等、極めて厳しい状況

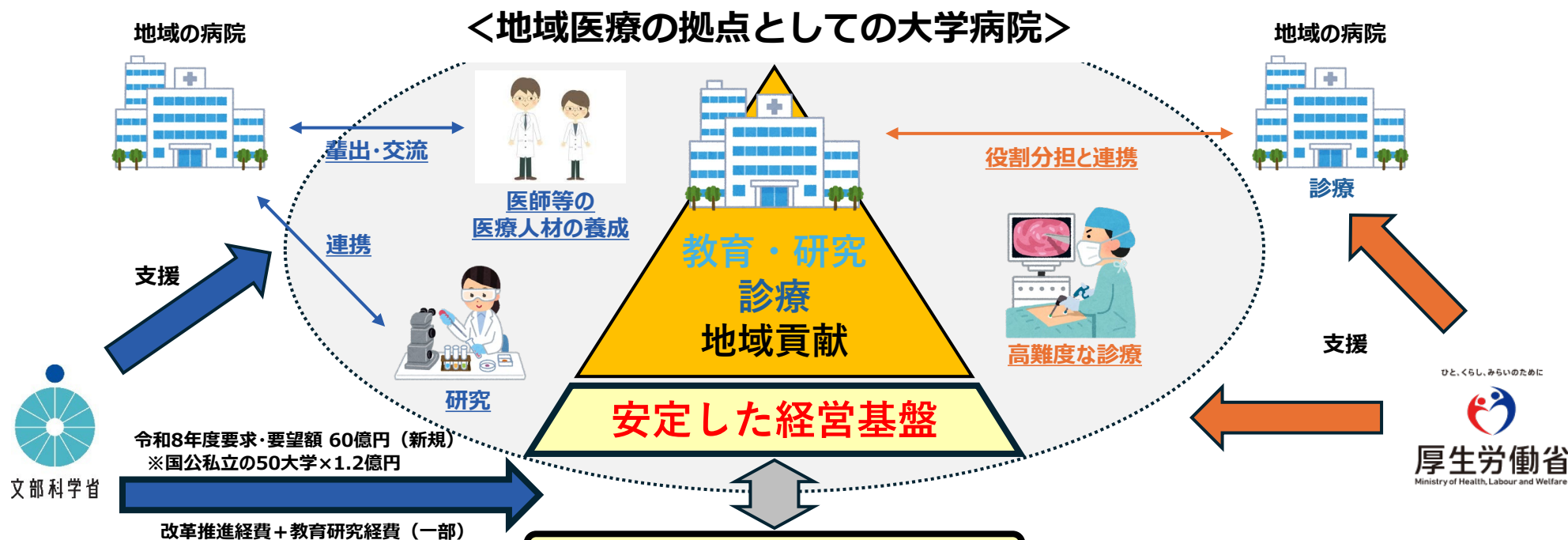
大学病院の特別な機能

- ・幅広い基本診療科の設置（16～19）
- ・医師の養成と各地域の病院等への輩出・交流（唯一の機能）
- ・新たな医療、医薬品・医療機器を創出する研究・開発
- ・高難度・希少性の高い医療の提供

大学病院が目指すべき姿

～**少子高齢社会の地域医療を支え、人材と技術の拠点となる**～

1. **安定した経営基盤**に基づく**充実した教育・研究環境**
2. **志と能力のある人材が安心して**教育、研究、診療を実施
3. 人材と医療技術の中核として、**地域医療の維持・向上**に貢献



大学病院運営の構造転換

<課題>

- 増収減益と経費率上昇による赤字構造、経営危機
- 医学生の臨床実習等の教育負担の増加
- 診療エフォートの増加と、研究時間・環境の低下
- 処遇や勤務環境を要因とする医療人材の不足

<対応の方向性>

- マネジメント体制の構築、**診療規模の適正化**
- 人的・物的資源の教育・研究へのシフト
- 地域医療構想に基づく役割分担と連携
- 経営基盤強化による処遇改善や働き方改革

大学病院の役割・機能を踏まえた地域との連携強化（イメージ）

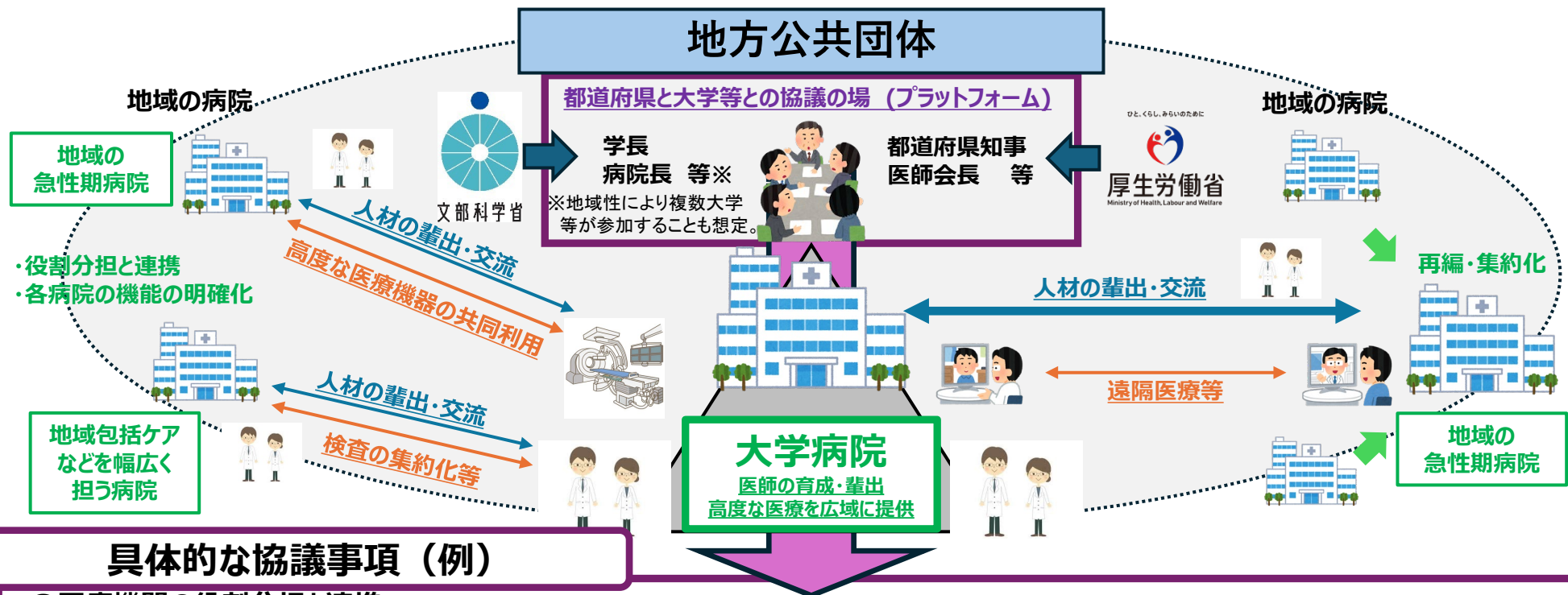
地域との連携強化

<地域医療の課題>

- 2040年頃やその先を見据え、高齢者の増加や人口減少に対応すべく、効率的な医療提供体制の構築が必要。
- そのため、新たな地域医療構想に基づく医療機関の役割分担・連携の推進、再編・集約化が必要。

<地域における大学病院の役割の強化>

- 幅広い領域をカバーする医療人材を養成し、卒後を含めて人材が交流しながら資質向上を図る機能を強化。
- 都道府県等と緊密に連携し、地域の医療人材の確保や広域的な高度医療の提供を積極的に実施。



○医療機関の役割分担と連携

- ・ 大学病院における高度急性期医療の強化
- ・ 高難度でない医療の地域の医療機関へのシフト

○地域の医療人材の確保

- ・ 大学医学部の恒久定員における地域枠の拡大
- ・ 寄附講座等を活用した専攻医・指導医等の育成・配置
- ・ 地域の医療機関の再編・集約化
- ・ 大学病院における人材の確保、地域の医療機関への組織的な医師の輩出・交流

○広域的な高度医療の提供

- ・ 大学病院の遠隔医療等による地域全体の医療機関へのサポート

○上記の取組に対する、国の基金等を活用した地方公共団体等による負担